

び中隊以外の部隊を、それぞれ編成に加えないことができる。

(陸上總隊)

第六条の二 陸上總隊は、陸上總隊司令部及び空挺團一、水陸機動團一、ヘリコプター團一、システム通信團一、中央即応連隊一、特殊作戦群一その他の防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は陸上總隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えることができる。

(陸上總隊司令官)

第六条の三 陸上總隊司令官は、陸将をもつて充てる。

第六条の四 陸上總隊司令部の事務は、陸上總隊司令官が掌理するものとする。

(陸上總隊司令部)

第六条の四 陸上總隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、陸将をもつて充てる。

(陸上總隊司令部)

第六条の四 陸上總隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、陸上總隊司令官を補佐し、陸上總隊司令部の部内の事務を整理する。

(陸上總隊司令部)

第六条の四 陸上總隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、陸上總隊司令部に、所要の部及び課を置く。

(方面隊)

第七条 方面隊は、方面總監部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び特科團又は特科連隊、高射特科團又は高射特科群一、施設團一及び旅團一、高射特科團又は高射特科群一、施設團一及び旅團一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めると、これらの部隊以外の部隊を編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めると、これらの部隊以外の部隊を編成する。

(方面總監)

第八条 方面總監は、陸將をもつて充てる。2 方面總監部の事務は、方面總監が掌理するものとする。
(方面總監部)

第九条 方面總監部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、陸將補をもつて充てる。幕僚長は、方面總監を補佐し、方面總監部の部内の事務を整理する。

第十条 師團は、師團司令部並びに次の各号のいづれかに掲げる部隊及び後方支援連隊一、施設部(師團)。

3 方面總監部に、所要の部及び課を置く。

大隊一、通信大隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は陸上總隊司令部以外の部隊を増加し、若しくは師團司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えることができる。

(旅團司令部)

第十二条の四 旅團司令部に、副旅團長一人を置く。副旅團長は、一等陸佐をもつて充てる。

(旅團)

第十三条 本款に定めるものほか、陸上總隊司令部、方面總監部、師團司令部及び旅團司令部の内部組織は、防衛省令で定める。

(委任規定)

第十四条 陸上自衛隊の方面隊の警備区域は、当該方面隊が警備実施計画の作成、警備地誌の調査及び作成若しくは警備情報の収集又はこれらの事項についての関係機関との連絡に関する事項を担当すべき区域とし、その名称、責任者及び区域は、別表第二のとおりとする。

(警備区域)

第十五条 海上自衛隊の防衛大臣直轄部隊は、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、通信隊群その他防衛大臣の定める部隊とする。(自衛艦隊)

(防衛大臣直轄部隊)

第十六条の二 旅團は、旅團司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援連隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(旅團)

第十六条の二 旅團司令部に、所要の部及び課を置く。

(旅團)

第十六条の二 旅團司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、旅團長を補佐し、旅團司令部の部内の事務を整理する。

(旅團)

第十六条の二 旅團司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、旅團長をもつて充てる。

(旅團)

第十六条の二 旅團司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、旅團長が掌理するものとする。

(師團)

第十六条の二 旅團司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、旅團長が掌理するものとする。

(師團)

第十六条の二 旅團司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、旅團長が掌理するものとする。

(旅團)

2 幕僚長は、自衛艦隊司令官を補佐し、自衛艦隊司令部の部内の事務を整理する。(護衛艦隊)

第十六条の三 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部、護衛艦群四及び海上訓練指導隊群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、護衛艦隊司令部以外の部隊の数を増減することができます。

(護衛艦隊司令官)

第十六条の四 護衛艦隊司令官は、海將をもつて充てる。

第十六条の四 護衛艦隊司令部の事務は、護衛艦隊司令官が掌理するものとする。

(護衛艦隊司令部)

第十六条の五 護衛艦隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海將補をもつて充てる。

(護衛艦隊司令部)

第十六条の六 航空集団は、航空集団司令部及び航空群七その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、航空集団司令部以外の部隊の数を増減することができます。

(航空集団)

第十六条の六 航空集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、護衛艦隊司令官を補佐し、護衛艦隊司令部の部内の事務を整理する。

(航空集団司令官)

第十六条の七 航空集団司令官は、海將をもつて充てる。

(航空集団司令官)

第十六条の八 航空集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、航空集団司令官が掌理するものとする。

(航空集団司令官)

第十六条の九 潜水艦隊は、潜水艦隊司令部及び潜水艦隊群二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、潜水艦隊司令部以外の部隊の数を増減することができます。

(潜水艦隊)

第十六条の十 潜水艦隊司令官は、海將をもつて充てる。

(潜水艦隊)

第十六条の十一 潜水艦隊司令官は、海將をもつて充てる。

(潜水艦隊)

は、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は飛行教育団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは飛行教育団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

2 飛行教育団司令は、一等空佐をもつて充て
る。
(海軍官房第三課)

第三十一条の十一 飛行開発実験団は、飛行開発実験団司令部及び飛行実験群一、整備群一その他、官寄て立てる部隊ひとつづつに組成する。こぞ

防衛大臣の定める部隊をもって編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これら以外の部隊を編成する。又は飛行開港支営司令部以下、部隊の改称を准用する。

（飛行開発実験団司令部以外の部隊の数を増加し若しくは飛行開発実験団司令部以外の部隊の一部を編成に加えなことができる。）

第三十条の団の長は、**飛行開発実験団司令**とす。飛行開発実験団司令は、**駐屯地**をもつて充てらる。

(航空警戒管制団)
第三十一条の十三 亢^{ムカシ}警^{アラシ}戒^{ケイ}管^{カン}制^{セイ}団^{ドウ}は、亢^{ムカシ}警^{アラシ}戒^{ケイ}管^{カン}制^{セイ}団^{ドウ}は、

第三条第一項第一号に規定する船舶用管材、器具、機器の販賣業者並びに船舶用管材、器具、機器の製造業者、販賣業者及び修理業者等の他防衛大臣の定める部隊をもつて編成された方衛大臣は、必要があると認めるときは、

は、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空警戒管制団司令部の部隊の編隊の数を増加し、若しくは航空警戒管制団司令部以外の部隊

(航空警戒管制団司令) 第三十条の十四 航空警戒管制団の長は、航空警戒管制団を編成に加えないことができる。

2 戒管制団司令とする。航空警戒管制団司令は、空将補をもつて充てる。

(委任規定)
第三十条の十五 本節に定めるもののほか、航空
総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団

団司令部、航空開発実験団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部の内部組織は、防衛省令で定める。

第四節 共同の部隊

(自衛隊情報保全隊)

空自衛隊の共同の部隊として、自衛隊情報保全隊を置く。

隊 名 称	自 衛 隊 本 部	自 衛 隊 情 報 保 全 隊	自 衛 隊 情 報 保 全 隊	自 衛 隊 情 報 保 全 隊
隊 自 體 位 置	東 京	都 練	都 練	都 練
馬 區	所 掌 事 務	所 掌 事 務	所 掌 事 務	所 掌 事 務
(自衛隊体育学校)	(自衛隊体育学校)	(自衛隊体育学校)	(自衛隊体育学校)	(自衛隊体育学校)
第三十三条 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として、自衛隊体育学校を置く。	2 自衛隊体育学校の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。	第三十二条 本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関する必要な事項は、防衛大臣が定める。	第三十一条 本章に定める職は、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、地方総監及び航空総隊司令官を除き、各本章において陸将、海将又は空将をもつて充てることと定められてゐる職にあつては陸将補、海将補又は空将補を、その他の職にあつては各本条で定める階級の一級だけ上位又は下位の階級の自衛官をもつて充てることができる。	(委任規定)
第三章 機関	第一節 学校	第五節 業務の特例及び委任規定	第十九条 自衛隊サイバー防衛隊は、自衛隊サイバー防衛隊の長は、自衛隊サイバー防衛隊本部及びネットワーク運用隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。 2 自衛隊サイバー防衛隊は、自衛隊サイバー防衛隊の共同の部隊として、自衛隊サイバー防衛隊を置く。	第二十条 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、自衛隊サイバー防衛隊をもつて充てる。

第三十三条の二										校 育 学			
(陸上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務) 及び所掌事務は、次の表のとおりとする。													
設学校	陸上自衛隊施	陸上空学校	陸上自衛隊航	陸上報学校	陸上自衛隊情	陸上射学校	陸上自衛隊高	士学校	陸上自衛隊幹	陸上生学校	陸上自衛隊候補	陸上久	名 称
な ち た ひ	市 勢 伊	町 山 小 郡 東 駿 県 岡 静			市 葉 千	町 山 小 郡 東 駿 県 岡 静			市 米 留 久	市 久 静	普通科、特科及び機甲科並びに普通科部隊、特科部隊及び機甲科部隊の相互協同に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。	陸上自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。	うこど。
行うこと。	行うこと。	航空科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、航空科部隊の運用等に関する調査研究を行ふこと。	情報科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、情報科部隊の運用等に関する調査研究を行ふこと。	施設科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、施設科部隊の運用等に関する調査研究を行ふこと。									体育に関する調査研究を行なうこと。

生学校	陸上自衛隊	陸上自衛隊小学校	陸上自衛隊平学校	陸上自衛隊輸送学校	陸上自衛隊需品学校	陸上自衛隊武器学校	陸上自衛隊武道館	通信・サイバーステム	陸上自衛隊シールド学校
田世都京東		市平小	区馬練都京東	市戸松	町見阿郡敷稻県城茨			市賀須横	市か
行うこと。	衛生科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行ふとともに、衛生科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	警務科若しくは会計科に必要な知識及び技能又は人事、業務管理等の業務に従事する部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	需品科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、需品科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	輸送科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、輸送科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	武器科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、武器科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	システム通信科部隊の運用等及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、システム通信科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	遂行する隊員に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、システム通信科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	システム通信科及びサイバーに関する領域に関する職務を遂行する隊員に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、システム通信科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。	

二隊自海 術第衛上	校科一隊自海 學術第衛上	学校補部隊自海 生候幹衛上	校部隊自海 學幹衛上	陸上自衛隊高 等工科學校	陸上自衛隊高 等工科學校							
市賀須横	市島田江	市島田江	区黒目都京東	市賀須横	市賀須横							
機関、電機、工作等に必要な知 識及び技能を修得させるための教 育訓練を行うとともに、これらの術科に 関する部隊の運用等に関する調 査研究を行うこと。	砲術、水雷、掃海、航海、通信 及び応急に必要な知識及び技能 を修得させるための教育訓練を行 うとともに、これらの術科に 関する部隊の運用等に関する調 査研究を行うこと。	海上自衛隊の初級幹部としての職 務を遂行するに必要な知識及び技 能を修得させるための教育訓 練を行うこと。	海上自衛隊の上級幕僚としての職 務を遂行するに必要な知識及 び技能を修得させるための教育 訓練を行うこと。									
（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）	（海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）

学校航空自衛隊第	学校航空自衛隊第	学校航空自衛隊幹部候補生学校	学校航空自衛隊幹部候補生学校	学校航空自衛隊幹部候補生学校	学校航空自衛隊幹部候補生学校	学校航空自衛隊幹部候補生学校	学校航空自衛隊幹部候補生学校	学校航空自衛隊幹部候補生学校	学校航空自衛隊幹部候補生学校	学校航空自衛隊幹部候補生学校	学校航空自衛隊幹部候補生学校	学校航空自衛隊幹部候補生学校
賀遠県岡福	市松浜	市良奈	区黒目都京東	市鶴舞	市柏							
補給輸送、調達、土木その他施設に関する業務等に必要な知 識及び技能を修得させるための教 育訓練を行うとともに、これらの術科に 関する部隊の運用等に関する調 査研究を行うこと。	動警戒管制器材等、誘導武器 及び火器等の整備及び補給並 びにレーダー、誘導武器及び 火器の運用等に必要な知識及 び技能を修得させるための教 育訓練を行うこと。	航空機等、レーダー器材、自 動警戒管制器材等、誘導武器 及び火器等の整備及び補給並 びにレーダー、誘導武器及び 火器の運用等に必要な知識及 び技能を修得させるための教 育訓練を行うこと。	航空機等、レーダー器材、自 動警戒管制器材等、誘導武器 及び火器等の整備及び補給並 びにレーダー、誘導武器及び 火器の運用等に必要な知識及 び技能を修得させるための教 育訓練を行うこと。	（航空自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は次の表のとおりとする。）								

3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

（分校長）

第三十七条 分校に、分校長を置き、自衛官をもつて充てる。

第三十八条 分校に、分校長を受け、分校の校務を掌理する。

第三十九条 陸上自衛隊の補給處の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとし、これらの各補給處、次条の海上自衛隊の補給處及び第四十条の航空自衛隊の補給處相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする。

（法第二十五条第八項の政令で定める航空自衛隊の学校）

第三十六条 陸上自衛隊高等工科学校は、陸上自衛隊高等工科学校を除く。（副校長）

第三十六条の二 陸上自衛隊高等工科学校に、副校長二人を置くときは、校長の職務を行ふ。副校長は、自衛官をもつて充てる。

第三十六条の三 法第二十五条第八項の政令で定める陸上自衛隊の学校は、陸上自衛隊幹部学校とする。

（法第二十五条第八項の政令で定める航空自衛隊の学校）

隊陸上自衛	給処	東補	北隊	自衛	陸上							
市治宇	市浦土	市台仙										

（法第二十五条第一項の政令で定める航空自衛隊の学校）

第三十八条 分校に、分校長を置き、自衛官をもつて充てる。

第三十九条 陸上自衛隊の補給處の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとし、これらの各補給處、次条の海上自衛隊の補給處及び第四十条の航空自衛隊の補給處相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする。

（法第二十五条第八項の政令で定める航空自衛隊の学校）

第三十六条 陸上自衛隊高等工科学校は、陸上自衛隊高等工科学校を除く。（副校長）

第三十六条の二 陸上自衛隊高等工科学校に、副校長二人を置くときは、校長の職務を行ふ。副校長は、自衛官をもつて充てる。

第三十六条の三 法第二十五条第八項の政令で定める陸上自衛隊の学校は、陸上自衛隊幹部学校とする。

（法第二十五条第八項の政令で定める航空自衛隊の学校）

		（海上自衛隊の補給處の名称、位置及び所掌事務）		（陸上自衛隊の補給處の名称、位置及び所掌事務）	
名称	位置	名称	位置	名称	位置
給付二隊自航 空補第衛空	（航空自衛隊の補給處の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。）	給付二隊自航 空補第衛空	（航空自衛隊の補給處の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。）	給付二隊自航 空補第衛空	（航空自衛隊の補給處の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。）
市原各務	市原各務	市津更木	市津更木	横須賀	横須賀
所掌事務	所掌事務	所掌事務	所掌事務	所掌事務	所掌事務

		院	央	隊	自	衛	自	航	自	航
		院	央	隊	自	衛	空	隊	空	給
		区	田	都	中	病	市	第	第	処
名称		所掌事務	位置	(自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院)	病院	第三節	第四十一条	補給處に、副処長一人を置くことが	できる。	(副処長)
自衛隊中央病院	東京	隊員及び第四十六条に規定する者の診療を行うとともに、診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練及び看護に従事する隊員の養成並びに医療その他	所掌事務	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として、自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院を置く。	第四十二条	防衛大臣は、補給處の処務の一部を分掌させるため、支処又は出張所を置くことができる。	副処長は、処長に事故があるとき、又は処長が欠けたときは、処長の職務を行う。(支処又は出張所)	副処長は、自衛官をもつて充てる。	副処長は、処長を助け、処務を整理する。	副処長は、処長の職務を行う。
自衛隊中央病院	東京	は、次の表のとおりとする。	2	支処長又は出張所長は、出張所に支処長を置く。支処長及び出張所長は、自衛官をもつて充てる。	第四十三条	支処に支処長を、出張所に支処長を置く。支処長及び出張所長は、自衛官をもつて充てる。	支処長又は出張所長は、出張所に支処長を置く。支処長及び出張所長は、自衛官をもつて充てる。	支処長又は出張所の名称及び位置は、官報で告示する。	支処長又は出張所長は、出張所に支処長を置く。支処長及び出張所長は、自衛官をもつて充てる。	支処長又は出張所長は、出張所に支処長を置く。支処長及び出張所長は、自衛官をもつて充てる。
自衛隊中央病院	東京	は、次の表のとおりとする。	2	支処長又は出張所長は、出長の指揮監督を受け、それぞれ処務又は所務を掌理する。	第四十四条	防衛大臣は、必要があると認めるときは、支処長に処務以外の事務を処理させ、又は方面総監、師団長、旅団長若しくは地方総監に支処長を指揮監督させることができる。	防衛大臣は、必要があると認めるときは、支処長に処務以外の事務を処理させ、又は方面総監、師団長、旅団長若しくは地方総監に支処長を指揮監督させることができる。	防衛大臣は、必要があると認めるときは、支処長に処務以外の事務を処理させ、又は方面総監、師団長、旅団長若しくは地方総監に支処長を指揮監督させることができる。	防衛大臣は、必要があると認めるときは、支処長に処務以外の事務を処理させ、又は方面総監、師団長、旅団長若しくは地方総監に支処長を指揮監督させることができる。	防衛大臣は、必要があると認めるときは、支処長に処務以外の事務を処理させ、又は方面総監、師団長、旅団長若しくは地方総監に支処長を指揮監督させることができる。

隊自熊衛	院岡隊自病福衛	病隊自病院吳衛	院神隊自阪衛	院士隊自病富衛	病須隊自賀院横衛	院間隊自病入衛	院台隊自病仙衛	院幌隊自病札衛	名称	3 は、次 の表 のとおりとする。
市本熊	市日春	市吳	市西川	町山小郡東駿県岡静	市賀須横	市間入	市台仙	市幌札	位置	の衛生に関する調査研究を行うこと。 所掌事務

第四十五条	本病院那霸市	那霸病院那	那霸病院那
(診療の対象) 削除	法第二十七条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 一 隊員であつた者で、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十条の規定又は労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の規定により療養補償を受けるべきもの 二 隊員であつた者で、防衛省職員給与法第二十二条の規定又は国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十九条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給を受けるべきもの 三 隊員（予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補その他非常勤の者を除く。以下この号において同じ。）の被扶養者（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。）及び隊員であつた者の被扶養者で、それぞれ同法第五十七条又は第五十九条の規定により家族療養費の支給を受けるべきもの 病院においては、前項各号に掲げる者のほか、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。）及び存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。）に際し、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百七十七号）第二十四条第一項に規定する被収容者の診療を行なうことができる。 病院においては、前二項に規定する者の診療に支障を及ぼさない限度において、防衛大臣の		

定めることにより、これらの者以外の者の診療を行うことができる。

(副院長) 病院長 刑院長二八〇 目病院口 七病

第47条 病院は、副院長一人（自衛隊中央病院、自衛隊入間病院及び自衛隊横須賀病院にあっては、二人）を置く。副院長は、自衛官又は技官をもつて充てる。

自衛隊地区病院（自衛隊入間病院及び自衛隊横須賀病院を除く。）の副院長は、当該病院の病院長を助け、院務を整理する。

副院長（自衛隊中央病院、自衛隊入間病院及び自衛隊横須賀病院にあつては、防衛大臣の指定する副院長）は、病院長に事故があるとき、又は病院長が欠けたときは、病院長の職務を行ふ。

第四節 地方協力本部

第四節 地方協力本部

(自衛隊地方協力本部)
第四十八条 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として、自衛隊地方協力本部を置く。

自衛隊旭川地方協	自衛隊力本部	自衛隊福島地方協	自衛隊秋田地方協	自衛隊山形地方協	自衛隊宮城地方協	自衛隊岩手地方協	自衛隊青森地方協	自衛隊帶広地方協	自衛隊函館地方協	自衛隊函館市	旭川市
自衛隊福島地方協	自衛隊秋田地方協	自衛隊山形地方協	自衛隊宮城地方協	自衛隊岩手地方協	自衛隊青森地方協			帶広市	函館市		旭川市
福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	町を除く。)	び常呂郡佐呂間	管内、才木・ツク総合振興局管内(紋別郡及	渡島総合振興局	函館市、北斗市、檜山振興局管内、	高振興局管内、

自衛隊茨城地方協	力本部	自衛隊群馬地方協	力本部	自衛隊栃木地方協	力本部	自衛隊栃木地方協	宇都宮市	水戸市	茨城県
自衛隊埼玉地方協	力本部	自衛隊千葉地方協	力本部	自衛隊千葉地方協	力本部	自衛隊千葉地方協	千葉市	さいたま市	埼玉県
自衛隊東京地方協	力本部	自衛隊新潟地方協	力本部	自衛隊新潟地方協	力本部	自衛隊新潟地方協	新潟市	横浜市	千葉県
自衛隊富山地方協	力本部	自衛隊福井地方協	力本部	自衛隊福井地方協	力本部	自衛隊福井地方協	富山市	新潟市	東京都
自衛隊石川地方協	力本部	自衛隊山梨地方協	力本部	自衛隊山梨地方協	力本部	自衛隊山梨地方協	金沢市	石川県	新潟県
自衛隊長野地方協	力本部	自衛隊岐阜地方協	力本部	自衛隊岐阜地方協	力本部	自衛隊岐阜地方協	甲府市	福井市	富山県
自衛隊静岡地方協	力本部	自衛隊愛知地方協	力本部	自衛隊静岡地方協	力本部	自衛隊静岡地方協	岐阜市	長野市	長野県
自衛隊滋賀地方協	力本部	自衛隊京都地方協	力本部	自衛隊滋賀地方協	力本部	自衛隊滋賀地方協	静岡市	名古屋市	山梨県
自衛隊大阪地方協	力本部	自衛隊奈良地方協	力本部	自衛隊大阪地方協	力本部	自衛隊大阪地方協	大阪市	京都市	滋賀県
自衛隊兵庫地方協	力本部	自衛隊奈良地方協	自衛隊奈良地方協	自衛隊兵庫地方協	自衛隊奈良地方協	自衛隊奈良地方協	神戸市	大阪市	兵庫県

第四十八條

2 部の部務の一部を分掌させるため、出張所を置くことができる。

第四十八条の三 出張所に、出張所長を置き、自衛官又は事務官をもつて充てる。
2 出張所長は、地方協力本部長の指揮監督を受け、出張所の所務を掌理する。

		第五節 教育訓練研究本部	
		陸上自衛隊教練研究本部	海上自衛隊教練研究本部
名称	位置	名称	位置
海上自衛隊補	東京都北区	陸上自衛隊補給統制本部	海上自衛隊補給本部
海上自衛隊事務	所掌事務	第六節 補給統制本部	(副本部長)
第七節 補給本部	(海上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務)	第四十八条の五 補給統制本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。	第四十八条の六 補給統制本部に、副本部長一人を置く。副本部長は、自衛官をもつて充てる。
第八節 補給本部	(海上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務)	二 副本部長は、補給統制本部長を助け、部務を整理する。	2 副本部長は、補給統制本部長が欠けたときは、補給統制本部長の職務を行う。
第九節 補給本部	(海上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務)	三 副本部長は、補給統制本部長に事故があるとき、又は補給統制本部長が欠けたときは、補給統制本部長の職務を行う。	3 副本部長は、補給統制本部長に事故があるとき、又は補給統制本部長が欠けたときは、補給統制本部長の職務を行う。

部		(航空自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務)	
位置	名称	位置	所掌事務
航空自衛隊補給本部	東京	航空自衛隊における法第二十 六条第一項に規定する事務の 実施の企画及び総合調整並び に航空自衛隊の補給処の管理 を行うこと。	航空自衛隊
都北区	都北	副本部長は、補給本部長を助け、部務を整理 する。	副本部長
(副本部長)		副本部長は、補給本部長が欠けたときは、補給本部長の職務を行ふ。	副本部長
第四十九条の九		補給本部に、副本部長一人を置く。副本部長は、自衛官をもつて充てる。	補給本部
第五十条		副本部長は、補給本部長を助け、部務を整理する。	副本部長
第五十一条の二		副本部長は、補給本部長が欠けたときは、補給本部長の職務を行ふ。	副本部長
第五十二条		駐屯地(三月以内の期間を限つて所在するものを除く)の名称及び位置は、別表第七のとおりとする。	駐屯地
第五十三条の二		駐屯地司令は、防衛大臣の定めるところによつて、小規模の部隊及び施設を駐屯地と称する。ただし、小規模の部隊及び施設を駐屯地と称する。ただし、小規模の部隊及び施設を駐屯地と称する。	駐屯地司令

2 部隊又は機関が所在する施設は、防衛大臣の定めるところにより、もよりの基地の一部となるものとする。

部隊又は機関が所在する施設は、防衛大臣の定めるところにより、もよりの基地の一部となるものとする。

2 基地（三月以内の期間を限つて所在するものを除く。）の名称及び位置は、別表第八のとおりとする。
（基地司令）

第五十一条の三 基地ごとに、基地司令を置く。

2 基地司令は、防衛大臣の定めるところにより、基地の警備及び管理、基地における隊員の規律の統一その他防衛大臣の定める職務を行ふ。

（駐屯地司令等の職務の特例）

第五十二条の四 防衛大臣は、駐屯地と基地とが同一の場所に所在し、又は近接して所在している場合には、第五十一条第二項の規定により駐屯地司令が行うべきこととされている職務の二部を基地司令に行わせ、又は前条第二項の規定により基地司令が行うべきこととされている職務の一部を駐屯地司令に行わせることができることとする。

第五十三条の五 法第三十条の二第一項第六号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職（職）

一 政策立案室審議官

二 衛生監

三 施設監

四 報道官

五 公文書監理官

六 サイバーセキュリティ・情報化審議官

七 防衛省本省の審議官

八 防衛技監

九 装備官

十 防衛装備庁の審議官
(課長の官職に準ずる官職)

第五十五条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 米軍再編調整官

二 防衛省本省の参事官

三 証務管理官

四	施設整備官
三	提供施設計画官
二	施設技術管理官
一	衛生官
八	防衛装備庁の参事官
七	プロジェクト管理総括官
六	革新技術戦略官
五	調達総括官
十四	人事官
十三	総務官
十二	会計官
十一	監察監査・評価官
十	設備開発官
九	事業監理官
八	装備技術官
七	艦船設計官
六	事業計画官
五	技術連携推進官
四	技術計画官
三	技術振興官
二	原価管理官
一	需品調達官
二十七	武器調達官
二十八	電子音響調達官
二十九	艦船調達官
三十	航空機調達官
三十一	輸入調達官
三十二	前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職
2	(採用等の協議の対象となる退職)
第五十一条の八	法第三十一条の四第一項に規定する政令で定める退職は、幹部隊員(法第三十二条の二第一項第六号に規定する幹部隊員)をいう。(以下同じ。)からの申出による退職とする。 (管理職への任用の状況の報告)
第五十二条	法第三十一条の五第一項の規定による定期的な報告は、内閣総理大臣が定める事項について、毎年一回行うものとする。
2	防衛大臣及び防衛装備府長官は、内閣総理大臣から管理職(法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職をいう。次条第二項第三号において同じ。)への任用の状況に関する報告の求めがあつたときは、内閣総理大臣が定める事項を報告するものとする。

一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百四十四条に規定する専修学校及び同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）、研究所その他これらに準ずる施設において、その隊員の職務に関する調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導に従事する場合（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十一号）第二条第一項の規定により派遣された場合を除く。）

二 水難、火災その他の災害又は法第六章に規定する行動に際して所在不明となつた場合

三 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定により育児休業をした隊員、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交換派遣された隊員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第十条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした隊員が職務に復帰した場合において定員に欠員がないときは（休職の効果）

第五十七条 法第四十三条第一号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、前条第一号又は第二号の事由による休職の期間は、必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。この休職の期間が三年に満たない場合は、休職にした日から引き続き三年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第一号の事由による休職の期間が引き続き三年に達する際防衛大臣の定める特別の事由があるときは、任命権者は、二年を超えない範

き。この更新した休職の期間が二年に満たない場合には、その期間の初日から起算して二年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる。

三号の事由による休職者を除く。以下この条において同じ。）について休職の事由が消滅した場合において定員に欠員がないときは、定員に欠員が生ずるまでの間、その者を復職させないことができる。この場合において、休職者を復職させない期間は、前条第一項又は第二項の規定による休職の期間に算入しないものとする。

第五十八条 任命権者は、休職にされたときに占めていた官職又は休職期間中に異動した官職を保有する。

第五十九条 休職者は、休職にされたときに占めた官職に准ずることを妨げるものではない。

2 前項の規定は、当該官職を他の隊員をもつて補充することを妨げるものではない。

（管理監督職に含まれる官職）

第五十九条の一 法第四十四条の二第二項第一項に規定する防衛省職員給与法第十二条の三第一項に規定する官職に准ずる官職として政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

第五十九条の二 法第四十四条の二第二項第一号に規定する政令で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

第五十九条の三 管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年とした管理監督職

二 防衛大学校又は防衛医科大学校の学校長その他の教官（助教である者を除く。）である者が占める官職

三 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職のうち、人事管理上の必要性に鑑み臨時に置かれる官職であつて防衛大臣が定めるもの

四 一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員でその職務の級が三級であるものが占める官職

五 前各号に掲げる官職のほか、職務と責任の特殊性により法第四十四条の二の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として防衛大臣が定める官職

（法第四十四条の五第一項の異動期間の延長をすることができる事由）

第五十九条の六 法第四十四条の五第一項第一号に規定する政令で定める事由は、業務の性質上、当該隊員の他の官職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

2 法第四十四条の五第一項第二号に規定する政令で定める事由は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の他の官職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

（法第四十四条の五第一項第二号に規定する事由）

第五十九条の七 法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

第五十九条の八 法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める事由は、同項に規定する特定管理監督職群（次条において「特定管理監督職群」という。）に属する管理監督職の属する職務上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる隊員（当該管理監督職に係る管

理監督職勤務上限年齢（法第四十四条の二第二

三 当該隊員の他の官職への降任等をする際に、当該隊員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める隊員（以下この号において「上位職隊員」という。）の他の官職への降任等をする場合には、第一号に掲げる基準に従つた上で他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職隊員の降任等をした官職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する官職に降任等をすること。

二 防衛大学校又は防衛医科大学校の学校長その他の教官（助教である者を除く。）である者が占める官職

三 一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職のうち、人事管理上の必要性に鑑み臨時に置かれる官職であつて防衛大臣が定めるもの

四 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職のうち、人事管理上の必要性に鑑み臨時に置かれる官職であつて防衛大臣が定めるもの

五 前各号に掲げる官職のほか、職務と責任の特殊性により法第四十四条の二の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として防衛大臣が定める官職

（法第四十四条の五第一項の異動期間の延長をすることができる事由）

第五十九条の六 法第四十四条の五第一項第一号に規定する政令で定める事由は、業務の性質上、当該隊員の他の官職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

2 法第四十四条の五第一項第二号に規定する政令で定める事由は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の他の官職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

（法第四十四条の五第一項第二号に規定する事由）

第五十九条の七 法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

第五十九条の八 法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める事由は、同項に規定する特定管理監督職群（次条において「特定管理監督職群」という。）に属する管理監督職の属する職務上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる隊員（当該管理監督職に係る管

項に規定する管理監督職勤務上限年齢をいう。)に達した隊員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、管理監督職を現に占める隊員の他の官職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。(法第四十四条の五第三項又は第四項の規定による異動期間の延長等を行うに当たつての留意事項)

第五十九条の九 任命権者は、法第四十四条の五第三項又は第四項の規定による異動期間の延長又は同条第三項の規定による他の管理監督職への降任若しくは転任を行うときは、人事評価、人事の計画その他の事情を考慮した上で、特定管理監督職群に属する管理監督職を占める隊員のうちその管理監督職に最も適任と認められるものについて行うものとする。

(異動期間の延長等に係る隊員の同意)

第五十九条の十 任命権者は、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日前に第一項から第四項までの規定による異動期間の延長を行う場合及び同条第三項の規定による他の管理監督職への降任又は転任を行なう場合は、あらかじめ当該隊員の同意を得なければならぬ。

(延長した異動期間の末日の繰上げ)

第五十九条の十一 任命権者は、法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により当該異動期間を更に延長するときは、当該異動期間の末日を繰り上げるものとする。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第五十九条の十二 任命権者は、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日を延長するときは、他の官職への降任等をするものとする。

(異動期間の延長に係る任命権者)

第五十九条の十三 法第四十四条の五第一項から第四項までに規定する任命権者には、隊員(自衛官を除く。次条及び第五十九条の十八から第五十九条の二十までにおいて同じ。)が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該他の官職に係る任命権者は含まれないものとする。

(異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知)

第五十九条の十四 任命権者は、現に任用される官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該官職に採用することができない。ただし、かつて隊員であつた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き防衛省以外の国家機関の職・行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職(防衛大臣が定めるものに限る。)又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国との定年は、別表第九のとおりとする。

の官職に任用されている隊員につき、法第四十条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合又は第五十九条の十一の規定によりその異動期間の末日を繰り上げ、若しくは第五十九条の十二の規定により他の官職への降任等をする場合には、当該他の官職に係ることができる。(法第四十四条の六第一項に規定する任命権者にその旨を通知しなければならない。)

第五十九条の十五 法第四十四条の七第一項第一号に規定する政令で定める事由は、業務の性質上、当該隊員の退職による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

2 法第四十四条の七第一項第二号に規定する政令で定める事由は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

(勤務延長をすることができる事由)

第五十九条の十六 任命権者は、勤務延長(法第四十四条の七第一項の規定により隊員を引き続い勤務させることをいう。次条、第五十九条の十八第二項及び第五十九条の二十において同じ。)を行う場合及び勤務延長の期限(法第四十四条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。次条及び第五十九条の二十において同じ。)を延長する場合には、あらかじめ当該隊員の同意を得なければならない。

(勤務延長に係る隊員の同意)

第五十九条の十七 任命権者は、勤務延長の期限の到来前に当該勤務延長の事由が消滅した場合には、当該隊員の同意を得て、当該勤務延長の期限を繰り上げるものとする。

(勤務延長の期限の繰上げ)

第五十九条の十八 任命権者は、勤務延長の期限(条件付採用期間中の隊員等の分限)

の官職に任用されている隊員につき、法第四十条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合又は第五十九条の十一の規定によりその異動期間の末日を繰り上げ、若しくは第五十九条の十二の規定により他の官職への降任等をする場合には、当該他の官職に係ることができる。(法第四十四条の六第一項に規定する任命権者にその旨を通知しなければならない。)

2 法第四十四条の七第一項第一号に規定する政令で定める事由は、業務の性質上、当該隊員の退職による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

2 法第四十四条の七第一項第二号に規定する政令で定める事由は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

(勤務延長をすることができる事由)

第五十九条の十九 法第四十四条の七第一項又は第二項に規定する任命権者には、隊員が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該他の官職に係る任命権者は含まれないものとする。

(勤務延長に係る他の任命権者に対する通知)

第五十九条の二十 任命権者は、現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている官職を異にする他の官職に任用されている隊員につき、勤務延長を行ひ、又は勤務延長の期限を延長し、若しくはその期限を繰り上げる場合には、当該他の官職に係る任命権者にその旨を通知しなければならない。

(勤務延長の期限の繰上げ)

第五十九条の二十一 法第四十五条の二第二項に規定する任期の更新は、同条第一項の規定により採用された自衛官の当該更新直前の任期における人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく勤務実績並びに身体及び体力の検査の結果が良好である場合に行なうことができるものとする。

(法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官の任期の更新)

第五十九条の二十二 法第四十八条第三項の規定による停学の期間は、一月を超えない範囲内において、学校長等が定める。

2 停学者は、学生又は生徒としての身分を保有するが、学業に就くことができない。

3 休学者は、学生(法第三十三条に規定する生をいう。第二百二十条の三第一項を除き、以下同じ。)又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒(法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。次条第二項及び第八十七条の三十五第一項において「生徒」という。)としての身分を保有するが、学業に就くことができない。

4 学校長等は、休学者について休学の事由が消滅したときは、速やかに、その者を復学させなければならない。

(停学の期間及び効果)

2 法第四十八条第三項の規定による停学の期間は、一月を超えない範囲内において、学校長等が定める。

2 停学者は、学生又は生徒としての身分を保有するが、学業に就くことができない。

(条件付採用期間中の隊員等の分限)

第六十三条 任命権者は、条件付採用期間中の隊員又は臨時に任用された隊員が法第四十二条第四号に掲げる事由に該当する場合又は勤務成績の不良、心身の故障その他の事由によりその官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認める場合若しくは臨時に任用しておく必

事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職(防衛大臣が定めるものに限る。)に就き、引き続きこれらの職に就いているもの(これらの中の職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。)を、当該官職に係る定年退職日(法第四十四条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項において同じ。)以前に採用する場合は、この限りでない。

任命権者は、隊員の他の官職への昇任、降任又は転任が当該他の官職に係る定年退職日後となる場合は、当該昇任、降任又は転任を行なうことができない。ただし、勤務延長隊員(法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している隊員をいう。)を、法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により、勤務延長に係る官職の業務と同一の業務を行なうことをその職務の主たる内容とする官職に勤務していける場合は、防衛大臣(防衛装備庁の職員である隊員(幹部隊員を除く。)にあっては、防衛装備庁長官)の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

(休学の期間及び効果)

第六十一条 法第四十八条第二項第一号の規定による休学の期間は、休養を要する程度に応じ、一年を超えない範囲内において、防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は陸上自衛隊高等工科学校の校長(以下「校長等」という。)が定める。この休学の期間が一年に満たない場合においては、休学にした日から引き続き一年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 法第四十八条第二項第二号の規定による休学の期間は、刑事事件が裁判所に係属する間とする。

3 休学者は、学生(法第三十三条に規定する生をいう。第二百二十条の三第一項を除き、以下同じ。)又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒(法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。次条第二項及び第八十七条の三十五第一項において「生徒」という。)としての身分を保有するが、学業に就くことができない。

4 学校長等は、休学者について休学の事由が消滅したときは、速やかに、その者を復学させなければならない。

(停学の期間及び効果)

(国)の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)

第六十条の二 法第四十六条第二項に規定する政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)及び別表第二十に掲げる法人とする。

要がなくなつた場合には、これらの隊員をいつでも降任させ、又は免職することができる。
(委任規定)

第六十四条 本節に定めるもののほか、隊員の分限及び懲戒の手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

第三節 審査請求

(審査請求の方式)

第六十五条 法第四十九条第一項に規定する審査請求は、書面を提出してしなければならない。

2 審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。

3 審査請求書には、履歴書二通を添付するものとする。

4 審査請求書は、当該処分を行なつた者（以下「処分者」という。）を経由して提出することもできる。この場合においては、処分者に審査請求書が提出された時に、審査請求があつたものとみなす。

（審査請求書の記載事項）

第六十五条の二 審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 本人の氏名、生年月日及び住所並びに現に勤務場所である場合には、その所属、官職及び勤務場所

二 処分を受けた当時の本人の所属、官職及び勤務場所

三 処分者の官職及び氏名

四 審査請求に係る処分

五 処分の通知を受けた年月日

六 審査請求の趣旨及び理由
(当事者)

第六十六条 審査請求に係る事案については、第七十六条第二項に規定する場合を除き、審査請求人と処分者とを当事者とする。

2 本節の適用については、処分者がその処分を行つた後その官職を去つた場合には現にその官職又はそれに相当する官職にある者を、その官職又はそれに相当する官職が廃止された場合にはそれに代ると認められる地位にある者又は防衛大臣が指定する者を、それぞれ処分者とみなす。

(防衛大臣の付議する審議会等)

第六十七条 法第四十九条第三項に規定する審議会等で政令で定めるものは、防衛人事審議会とする。

第六十八条 削除

(委員の除斥事由)

第六十九条 防衛人事審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号のいずれかに該する場合には、その事案につき職務の執行から除外される。

一 その事案の当事者であつた場合又は職務上その事案に係る処分に関与した場合

二 当事者の一方の配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族である場合又はこれらの者であつた場合

三 その事案について、参考人として関与した場合

（委員の忌避）

第七十条 当事者は、当該事案の審理に従事する委員が前条各号の一に掲げる場合に該当すると認めるとき、又は当該委員に審査の公正を妨げるような事情があると認めるときは、防衛人事審議会に対し、当該委員を忌避することを申し立てることができる。

2 防衛人事審議会は、忌避の申立てがあつたときは、事案の審理中であるかどうかにかかわらず、直ちにこれを審査しなければならない。この場合においては、忌避を申し立てられた委員は、当該審査に加わることができない。

3 防衛人事審議会は、前項の審査の結果、その申立てに正当な理由がないと認めるときは申立てを却下し、その申立てが正当な理由に基いたものであると認めるときは、当該事案につき、当該委員の職務の執行を停止しなければならない。

4 審査請求書には、履歴書二通を添付するものとする。

5 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

6 審査請求書には、正副二通を提出するものとする。

7 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

8 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

9 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

10 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

11 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

12 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

13 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

14 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

15 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

16 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

17 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

18 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

19 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

20 審査請求書には、正副二通を提出しなければならない。

査請求が不適法であつて補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

(審理手続の計画的進行)

第七十四条の二 当事者及び防衛人事審議会は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

(弁明書の提出)

第七十四条の三 審査請求が適法であるときは、防衛人事審議会は、審査請求書の副本を処分者に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めるものとする。

2 出分者は、当該処分の内容及び理由を記載しなければならない。

3 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

4 出分者から弁明書の提出があつたときは、防衛人事審議会は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

5 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、防衛人事審議会が反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

6 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

7 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

8 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

9 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

10 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

11 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

12 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

13 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

14 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

15 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

16 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

17 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

18 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

19 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

20 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

21 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

22 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

23 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

人事審議会は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。この場合には、申立人は、防衛人事審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(証拠書類等の提出)

第七十五条の二 審査請求人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 出分者は、当該処分の理由となる事實を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、防衛人事審議会が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査請求人は、物件の提出要求

5 防衛人事審議会は、審査請求人により又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、その提出された物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

6 防衛人事審議会は、申立てにより又は職権で、必要な場所にて、参考人としてその知つている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

7 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

8 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

9 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

10 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

11 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

12 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

13 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

14 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

15 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

16 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

17 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

18 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

19 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

20 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

21 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

22 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

23 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

これらの審理手続の申立てに關する意見の聽取を行うことができる。

2 防衛人事審議会は、当事者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、防衛人事審議会及び当事者が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聽取を行うことができる。

3 防衛人事審議会は、前項の規定による意見の聽取を行つた場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

4 防衛人事審議会は、第一項又は第二項の規定による意見の聽取を行つたときは、遅滞なく、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第十七条の二第一項の規定による審理手続の終結の予定期を決定し、これらを当事者に通知するものとする。当該予定期を変更したときも、同様とする。

(委員又は幹事による審理手続)

第七十五条の八 防衛人事審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は幹事に、第七十五条第四項の規定による審查請求人の意見の陳述を聞かせ、第七十五条の四の規定による参考人の陳述を聞かせ、第七十五条の五の規定による検証をさせ、第七十五条の六の規定による当事者に対する質問をさせ、又は前条第一項若しくは第二項の規定による意見の聽取を行わせることができ。

(審査請求人による提出書類等の閲覧)

第七十五条の九 審査請求人は、第七十七条の二第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、防衛人事審議会に対し、提出書類等(第七十五条の二第二項又は第七十五条の三の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の知覚によつては認識することができない方式で作られり表示したもの)の閲覧)を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 防衛人事審議会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る提出書

類等の提出人の意見を聽かなければならぬ。ただし、防衛人事審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 防衛人事審議会は、第一項の規定による閱覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 防衛人事審議会は、前項の規定による意見の聽取を行つた場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

5 防衛人事審議会は、第一項又は第二項の規定による意見の聽取を行つたときは、遅滞なく、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第十七条の二第一項の規定による審理手続の終結の予定期を決定し、これらを当事者に通知することができる。

6 同一の審査請求人からなされたものである場合

7 同一の事件又は相関連する事件に關して同一の処分者により行われた処分に係る場合

8 前項第二号に掲げる場合に該当して審理が併合された場合には、審査請求人は、防衛人事審議会の承認を得て、それらの者のうちから代表者一人を選定することができる。この場合には、それらの事案については、代表者と処分者は、当事者ととする。

9 防衛人事審議会は、必要があると認めるときは、決定をもつて、第一項の規定により併合した審理を分離することができる。

(口頭審理の終了に際し執るべき措置)

10 第七十七条 防衛人事審議会は、口頭審理を終了させる前に、審査請求人に対し、最終陳述をする機会を与えるなければならない。

(審理手続の終結)

11 第七十七条の二 防衛人事審議会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

12 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

13 一 次のイからニまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからニまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかつたとき。

14 イ 第七十四条の三第一項 弁明書

15 ロ 第七十四条の四第一項後段 反論書

16 ハ 第七十五条の二第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

17 ニ 第七十五条の三前段 書類その他の物件

二 審査請求人が、正当な理由なく、口頭審理又は第七十五条第四項の規定による意見の陳述に出頭しないとき。

3 防衛人事審議会が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、当事者に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げ及び処分の変更)

4 審査請求人は、審査請求に係る事案が次の各号のいずれかに該当する場合には、審査請求人の請求に基づき、又は職権により、決定をもつて、これらの事案を併せて審理することができる。

5 処分者又は処分者の行つた処分を取り消し、若しくは変更することができる者が審査請求に係る処分を取り消し、又は変更したときは、防衛大臣に通知しなければならない。

6 処分者又は処分者の行つた処分を取り消し、若しくは変更することができる者が審査請求に係る処分を取り消し、又は変更したときは、防衛大臣に通知しなければならない。

7 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他の不適法であるときは、防衛人事審議会は、当該審査請求を却下すべき旨を議決する。ただし、その不適法が補正することができるものであるときは、審査請求人が第七十四条の規定による補正命令に応じなかつたときでなければ、却下すべき旨を議決することはできない。

8 審査請求が理由がないときは、防衛人事審議会は、当該審査請求を棄却すべき旨を議決する。

9 処分についての審査請求が理由があるときは、防衛人事審議会は、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更すべき旨を議決する。

10 審査請求が理由がないときは、防衛人事審議会は、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更すべき旨を議決する。

11 第八十三条 防衛大臣は、裁決を行つた後において次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、当該事案を再審に付することができる。この場合において職権で再審に付したときは、防衛大臣は、速やかにその旨を当事者に通知しなければならない。

12 第八十四条 防衛大臣は、裁決を行つた後において、判断の遺漏があつた場合

13 第八十五条 防衛大臣は、裁決を行つた後においては、判決の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであることを又は虚偽のものであることが判明した場合

14 第八十六条 防衛大臣は、裁決を行つた後においては、判決に影響を及ぼすような重要な事実について、判断の遺漏があつた場合

15 第八十七条 防衛大臣は、裁決を行つた後においては、判決の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであることを又は虚偽のものであることが判明した場合

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによって行う。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他の裁決書の謄本を送付することができないと、それは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、防衛大臣が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を防衛省の掲示場に掲示してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 防衛大臣は、裁決書の謄本を処分者に送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

5 防衛大臣は、裁決書の謄本を拘束する。

(再審)

6 第八十三条 防衛大臣は、裁決を行つた後において次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、当該事案を再審に付することができる。この場合において職権で再審に付したときは、防衛大臣は、速やかにその旨を当事者に通知しなければならない。

7 第八十四条 防衛大臣は、裁決を行つた後においては、判決の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであることを又は虚偽のものであることが判明した場合

8 第八十五条 防衛大臣は、裁決を行つた後においては、判決に影響を及ぼすような重要な事実について、判断の遺漏があつた場合

9 第八十六条 防衛大臣は、裁決を行つた後においては、判決の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであることを又は虚偽のものであることが判明した場合

10 第八十七条 防衛大臣は、裁決を行つた後においては、判決の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであることを又は虚偽のものであることが判明した場合

11 第八十八条 防衛大臣は、裁決を行つた後においては、判決の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであることを又は虚偽のものであることが判明した場合

12 第八十九条 防衛大臣は、裁決を行つた後においては、判決の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであることを又は虚偽のものであることが判明した場合

13 第九十条 防衛大臣は、裁決を行つた後においては、判決の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであることを又は虚偽のものであることが判明した場合

(委任規定)

第八十五条 この節に定めるもののほか、法第四十九条第一項に規定する審査請求の手続に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

第四節 政治的目的及び政治的行為

(政治的目的の定義) 法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的目的は、次に掲げるものとする。

一 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長又は地方公共団体の議会の議員の選挙において、特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること。

二 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査において、特定の裁判官を支持し、又はこれに反対すること。

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること。

四 特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること。

五 政治的方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること。

六 国又は地方公共団体の機関において決定した政策(法令に規定されたものを含む。)の実施を妨害すること。

七 地方自治法に基づく地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ、又は成立させないこと。

八 地方自治法に基づく地方公共団体の議会の解散若しくは法律に基づく公務員の解職の請求に関する署名を成立させ、若しくは成立させず、又はこれらの請求に基づく解散若しくは解職に賛成し、若しくは反対すること。

(政治的行為の定義) 法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 政治的目的のために官職、職権その他公私的政治的影響力を利用すること。

二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し、又は提供せず、その他政治的目的を持つなんらかの行為をし、又はしないことに對する代償又は報酬として、任用、職務、給与との他隊員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て、又は得させようとし、あるいは不利益を与え、与えようとしたこと、又は与えようとおびやかすこと。

三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費若しくはその他の金品を求め、若しくは受領し、又はなんらかの方法をもつてするを問わず、これらの行為に閑与すること。

四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え、又は支払うこと。

五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し、又はこれらの行為を援助すること。

六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるよう又はならないように勧誘運動をするること。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、若しくは配布し、又はこれらの行為を援助すること。

八 政治的目的をもつて、前条第一号に掲げる選挙、同条第二号に掲げる国民審査の投票又は同条第八号に掲げる解散若しくは解職の投票において、投票するよう又はしないよう勧誘運動をすること。

九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し、若しくは指導し、又はこれらの行為に積極的に参与すること。

十 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。

十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は扩声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。

十二 政治的目的を有する文書又は図画を国庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他政治的目的のために国庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形像を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、又は多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し、又は編集すること。

十四 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。

(退職手当通算法人) 法第六十五条の二第三項に規定する政令で定める法人は、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二条に規定する法人とする。

(退職手当通算予定隊員) 法第六十五条の二第四項に規定する特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人(法第六十五条の二第三項に規定する退職手当通算法人をいう。以下この条において同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職した場合に國家公務員退職手当法(昭和二十八年法律

十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免かれる行為をすること。

二 前項各号に掲げる行為(第三号の場合においては、前項第十六号に掲げるものを除く。)は、次の各号に掲げる場合においても、法第六十一条第一項に規定する政治的行為となるものとする。

一 公然又は内密に隊員以外の者と共同して行う場合

二 自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合

三 勤務時間外において行う場合

四 第五節 退職管理

(子法人)

第八十七条の二 法第六十五条の二第一項に規定する政令で定める法人は、一の営利企業等(同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をできる事項の全部につき議決権行使することができる株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。)の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

第五節 退職手当通算法人

(退職手当通算法人)

第八十七条の三 法第六十五条の二第三項に規定する政令で定める法人は、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二条に規定する法人とする。

(退職手当通算予定隊員) 法第六十五条の二第四項に規定する特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人(法第六十五条の二第三項に規定する退職手当通算法人をいう。以下この条において同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職した場合に國家公務員退職手当法(昭和二十八年法律

第一百八十二号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(利害関係企業等) 行政手続法第二条第四号に規定する政令で定める営利企業等は、隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。)をする事務

二 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第一条第一項に規定する補助金等をいう。以下この号において同じ。)を交付する事務

三 不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下この号において同じ。)をする事務

四 行政指導(行政手続法第二条第六号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいて同一の作業又は不作為を求めるべき営利企業等

五 防衛省の締結する売買、貸借、請負その他契約(以下この号において単に「契約」という。)に関する事務

六 防衛省の締結する売買、貸借、請負その他契約(以下この号において同じ。)を締結している営利企業等(隊員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。)、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

六 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察職員（以下「司法警察職員」という。）としての職務として行う犯罪の捜査に関する事務（当該犯罪の捜査を受けている被疑者である當利企業等）	（局等組織）
第八十七条の六 法第六十五条の三第二項第二号に規定する政令で定める部局又は機関は、次に掲げるものとする。	一 統合幕僚監部 二 地上幕僚監部 三 海上幕僚監部 四 航空幕僚監部
五 統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関	六 情報本部 七 防衛監察本部 八 地方防衛局
九 防衛装備庁	

（意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級）

第八十七条の七 法第六十五条の三第二項第二号に規定する政令で定める官職又は階級は、自衛隊員倫理法（平成十一年法律第二百三十号）第二条第二項各号に掲げる隊員以外の隊員が任命されている官職又は階級とする。	（在職中の求職の公正性の確保に支障がないと認められる場合）
第八十七条の八 法第六十五条の三第二項第五号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。	（在職中の求職の承認の手続）

第一项 法第六十五条の三第二項第五号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。	（在職中の求職の承認の手續）
二 生年月日	一 氏名
三 官職又は階級	
四 当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の名称	
五 当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の業務内容	
六 職務と当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等との関係	

（当該利害関係企業等が当該隊員との要請に応じ、当該利害関係企業等を經營する親族から子法人の地位に就く場合（当該利害関係企業等が当該隊員と特に密接な利害関係にある場合として防衛省令で定める場合を除く。））

する場合（当該利害関係企業等が当該隊員と特に密接な利害関係にある場合として防衛省令で定める場合を除く。）

三 隊員が利害関係企業等を經營する親族から子法人の地位に就く場合（当該利害関係企業等が当該隊員と特に密接な利害関係にある場合として防衛省令で定める場合を除く。）	（求職の承認の附帯条件）
四 利害関係企業等の地位に就く者が一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考されると認められる場合において、当該応募者にならうとする場合	（利害関係企業等の地位に就く者が一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考されると認められる場合において、当該応募者にならうとする場合）
五 隊員は、前項各号のいずれかの場合に該当したことを理由として求職の承認を得た後、当該場合に該当しなくなつた場合は、直ちに、若干定年等隊員（法第六十五条の三第二項第一号に規定する若干定年等隊員をいう。以下同じ。）に對し、その旨を通知しなければならない。（在職中の求職の承認の手續）	（隊員は、前項各号のいずれかの場合に該当したことを理由として求職の承認を得た後、当該場合に該当しなくなつた場合は、直ちに、若干定年等隊員（法第六十五条の三第二項第一号に規定する若干定年等隊員をいう。以下同じ。）に對し、その旨を通知しなければならない。（在職中の求職の承認の手續））
六 職員の退職管理に関する政令第十条の規定は、一般定年等隊員に対する求職の承認について準用する。（法第六十五条の三第三項に規定する政令で定める審議会等は、防衛人事審議会とする。）（一般定年等隊員に係る求職の承認の権限の委任）	（職員の退職管理に関する政令第十条の規定は、一般定年等隊員に対する求職の承認について準用する。（法第六十五条の三第三項に規定する政令で定める審議会等は、防衛人事審議会とする。）（一般定年等隊員に係る求職の承認の権限の委任））
七 その他参考となるべき事項	（求職の承認の附帯条件）

第八十七条の十一 法第六十五条の三第三項に規定する政令で定める審議会等は、防衛人事審議会とする。（一般定年等隊員に係る求職の承認の権限の委任）	（求職の承認の附帯条件）
第八十七条の十二 再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）	（再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）
第八十七条の十三 法第六十五条の四第一項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。（在職していた局等組織に属する隊員に類する者）	（再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）
第八十七条の十四 法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。（部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者）	（再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）
第八十七条の十五 法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。（部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者）	（再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）

第八十七条の十六 法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。（在職していた局等組織に属する隊員に類する者）	（再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）
第八十七条の十七 法第六十五条の四第一項に規定する再就職者（法第六十五条の四第一項に規定する再就職者のをいう。以下同じ。）が離職前五年間に在職していた局等組織（法第六十五条の三第二項第二号に規定する局等組織をいい。以下同じ。）が置かれている場合（当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものと同様の職）と同一の職に就いていた時に在職していた部課長等の職に就いていた場合）	（再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）
第八十七条の十八 法第六十五条の四第一項に規定する再就職者（法第六十五条の四第一項に規定する再就職者のをいう。以下同じ。）が離職前五年間に在職していた局等組織（法第六十五条の三第二項第二号に規定する局等組織をいい。以下同じ。）が置かれている場合（当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものと同様の職）と同一の職に就いていた時に在職していた部課長等の職に就いていた場合）	（再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）
第八十七条の十九 法第六十五条の四第一項に規定する再就職者（法第六十五条の四第一項に規定する再就職者のをいう。以下同じ。）が離職前五年間に在職していた局等組織（法第六十五条の三第二項第二号に規定する局等組織をいい。以下同じ。）が置かれている場合（当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものと同様の職）と同一の職に就いていた時に在職していた部課長等の職に就いていた場合）	（再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）
第八十七条の二十 法第六十五条の四第一項に規定する再就職者（法第六十五条の四第一項に規定する再就職者のをいう。以下同じ。）が離職前五年間に在職していた局等組織（法第六十五条の三第二項第二号に規定する局等組織をいい。以下同じ。）が置かれている場合（当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものと同様の職）と同一の職に就いていた時に在職していた部課長等の職に就いていた場合）	（再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）
第八十七条の二十一 法第六十五条の四第一項に規定する再就職者（法第六十五条の四第一項に規定する再就職者のをいう。以下同じ。）が離職前五年間に在職していた局等組織（法第六十五条の三第二項第二号に規定する局等組織をいい。以下同じ。）が置かれている場合（当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものと同様の職）と同一の職に就いていた時に在職していた部課長等の職に就いていた場合）	（再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）
第八十七条の二十二 法第六十五条の四第一項に規定する再就職者（法第六十五条の四第一項に規定する再就職者のをいう。以下同じ。）が離職前五年間に在職していた局等組織（法第六十五条の三第二項第二号に規定する局等組織をいい。以下同じ。）が置かれている場合（当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものと同様の職）と同一の職に就いていた時に在職していた部課長等の職に就いていた場合）	（再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監視官に委任することができること）

<p>第八十七条の三十五 法第六十五条の二第一項、第六十五条の三第一項、第六十五条の四第一項、第六十五条の十一第一項及び第二項、第百八十八条第七号並びに第百十八条の三の規定は、非常勤隊員等（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、適用しない。</p> <p>法第六十五条の二第一項の他の隊員には、非常勤隊員等を含まないものとする。</p>	<p>第八十七条の二十三第四号、第六号及び第十四号、第八十七条の三十三第一号へ並びに前条第一号の隊員には、非常勤隊員等を含まないものとする。</p>
<p>第八十七条の三十六 法第六十五条の四第一項から第四項まで、第一百八十八条第一項第三号から第六号まで及び第一百二十六条第一号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員であつた者であつて離職後）」とする。</p> <p>第八十七条の二十三第四号、第六号及び第十四号、第八十七条の三十三第一号へ並びに前条第一号の隊員には、非常勤隊員等を含まないものとする。</p>	<p>第八十七条の三十六 法第六十五条の四第一項から第四項まで、第一百八十八条第一項第三号から第六号まで及び第一百二十六条第一号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員（以下」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員を除く。）であつた者であつて離職後」と法第六十五条の十一第三項及び第四項並びに第二百二十六条第二号の規定の適用については、法第六十五条の十一第三項中「隊員（以下」とあるのは、「隊員（臨時に任用された隊員及び条件付採用期間中の隊員を除く。）」とす</p>

二 法第六十五条の四第二項に規定する防衛省
五年間に在職していた局等組織に属する隊員
に類する者として第八十七条の十三に規定す
るもの

二 本省若しくは防衛装備府の内部部局に置かれた
る部の部長若しくは課の課長の職又はこれら
に準ずる職として第八十七条の十四に規定す
るものに就いていた時に在職していた局等組織
に属する隊員に類する者として第八十七条
の十五に規定するもの

三 第八十七条の二十六第四号及び第五号、第八
十七条の三十一第五号、第八十七条の三十三第三
二号亦並びに第八十七条の三十四第一二号ニの隊
員には、非常勤隊員等を含まないものとする。

第六節 予備自衛官

第一款 招集

(防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害
招集命令の取消し等)

第八十八条 法第七十条第一項各号の規定による
招集命令を受けた予備自衛官は、次の各号のい
ずれかに掲げる事由により招集に応ずることが
できない場合には、直ちに防衛大臣の定める様
式による申出書に市町村長の証明書(第一号に
掲げる事由によるもの、第二号中配偶者若しく
は一親等の血族の負傷若しくは疾病によるもの
又は第三号に掲げる事由によるものにあつて
は、病名、負傷の程度、負傷又は疾病の原因、
病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所
見を記載した医師の診断書及び市町村長の証明
書)を添えて防衛大臣に申し出なければならな
い。

一 心身に故障を生じたとき。

二 配偶者又は一親等の血族が死亡し、又は負
傷若しくは疾病により重態であるとき。

三 同居の親族が負傷又は疾病により重態であ
つて、当該予備自衛官以外にその看護をする
者がないとき。

四 親族が死亡し、又は住居が滅失し、若しく
は重大な災害をこうむった場合において、当
該予備自衛官以外にその後始末をする者がな
いとき。

前項に規定する予備自衛官の申出は、同項に
規定する申出書並びに証明書及び診断書を当該
予備自衛官の現住所の属する都道府県の区域を
担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長
に直接持参し、又は書留の郵便物、その取扱い

において引受け及び配達の記録をする郵便物若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物(次条第二項及び第九十三条において単に「信書便物」という。)のうちこれらの郵便物に準ずる取扱いをするものとして防衛大臣が定めるもの(以下この章に規定する「書留郵便物等」という。)として送付することにより行うものとする。

3 防衛大臣は、前二項の規定により予備自衛官が招集に応じることができない旨を申し出た場合において当該申出に相当の理由があると認めるとときは、第一項第一号に掲げる事由により招集に応じることができない場合にあつては招集を猶予し、その他の場合にあつては必要な期間招集を命ぜ取り消し、又は必要な期間招集を猶予し、その他の場合にあつては必要な期間招集を命ぜ取り消し、又は必要な期間招集を猶予することができる。

4 防衛大臣は、招集に応じて出頭した予備自衛官について第一項各号に掲げる事由があると認める場合には、その者につき招集を解除することができる。

5 防衛大臣は、前一項に規定する権限をその指定する者に委任することができる。

(訓練招集命令の取消し等)

第八十九条 法第七十七条第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官は、心身の故障その他の事由により訓練招集に応じることができない場合には、直ちに防衛大臣の定める様式による申出書に市町村長の証明書、医師の診断書その他訓練招集に応じることができない事由を証明するに足りる書面(以下本条中「証明書等」という。)を添えて防衛大臣に申し出なければならない。

2 前項に規定する予備自衛官の申出は、同項に規定する申出書及び証明書等を該当該予備自衛官の現住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長に直接持参し、又は郵便物若しくは信書便物(以下この章において「郵便物等」という。)として送付することにより行うものとする。

3 防衛大臣は、前二項の規定により予備自衛官が訓練招集に応じことができない旨を申し出た場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、訓練招集命令を取り消し、又は変更するものとする。

4 防衛大臣は、訓練招集に応じて出頭した予備自衛官について心身の故障その他正当な事由があると認める場合には、その者につき訓練招集命令を変更することができる。

5 防衛大臣は、前二項に規定する権限をその指定する者に委任することができる。

(招集命令書)

第九十条 法第七十条第一項各号に規定する防衛招集命令書、国民保護等招集命令書及び災害招集命令書(同条第八項の規定により発せられるものを除く。)並びに法第七十一条第一項に規定する訓練招集命令書(以下この款において「招集命令書」と総称する。)には、防衛招集命令、国民保護等招集命令若しくは災害招集命令書又は訓練招集命令である旨を明確に表示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 招集に応すべき予備自衛官の氏名、住所及び指定されている自衛官の階級

二 出頭すべき日時及び場所

三 招集期間(法第七十一条第一項に規定する訓練招集命令書に限る。)

2 法第七十条第八項の規定により発せられる防衛招集命令書、国民保護等招集命令書及び災害招集命令書には、防衛招集命令、国民保護等招集命令又は災害招集命令である旨を明確に表示するとともに、当該招集命令を受けるべき自衛官の氏名及び階級を記載するものとする。

(招集命令書の交付)

第九十一条 招集命令書は、地方協力本部長が隊員をして交付させ、又は郵便物等として送付することにより交付する。

2 法第七十条第八項の規定により発せられる防衛招集命令書、国民保護等招集命令書及び災害招集命令書は、当該防衛招集命令、国民保護等招集命令又は災害招集命令を受けるべき自衛官が現に勤務する部隊等の長が隊員をして交付させる。

3 第一項の場合において、法第七十条第一項第1号に規定する防衛招集命令書は防衛招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の十日前までに、同項第二号に規定する国民保護等招集命令書は国民保護等招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の五日前までに法第七十一条第一項に規定する訓練招集命令書

は訓練招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の十日前までに交付するものとする。ただし、招集に応ずべき予備自衛官（訓練招集に応すべき予備自衛官を除く。）に異議がないときは、この限りでない。

第九十二条 前条第一項の規定により招集命令書を交付する隊員は、当該招集命令書を招集に応すべき予備自衛官に交付するものとする。ただし、当該予備自衛官に交付することができないときは、第九十九条第二項に規定する招集連絡人、招集連絡人以外の同居者又は予備自衛官の居住する家屋の管理人に交付することを妨げない。

第九十三条 郵便物等として送付することにより招集命令書を交付する場合には、法第七十条第一項各号（同条第八項の規定による場合を含む。）の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者が法第六十八条第二項の規定により引き続き予備自衛官に任用された場合には、その者は、引き続き当該招集命令により招集されているものとみなす。当該招集命令に任用された者は、医師その他指定の日時に出頭できない場合には、これらの事由がなくなつた後できる限り速やかに指定の場所に出頭して招集に応じなければならない。この場合においては、当該予備自衛官は、医師その他指定の日時に出頭できなかつた事由を証明することができない者の証明書を携行することに努めるものとする。

第九十七条（防衛招集、国民保護等招集及び災害招集の手続の特例）

第九十七条 法第七十条第一項各号（同条第八項の規定による場合を含む。）の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者が法第六十八条第二項の規定により引き続き予備自衛官に任用された場合には、その者は、引き続き当該招集命令により招集されているものとみなす。当該招集命令に任用された者は、医師その他指定の日時に出頭できない場合には、これらの事由がなくなつた後できる限り速やかに指定の場所に出頭して招集に応じなければならない。この場合においては、当該予備自衛官は、医師その他指定の日時に出頭できなかつた事由を証明することができない者の証明書を携行することに努めるものとする。

第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金

第九十九条 法第七十四条第二項に規定する政令で定める者は、親族以外の同居者又は予備自衛官の居住する家屋の管理人とする。

第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金

第九十七条の二 法第七十三条の三第一項に規定する政令で定める者は、国、地方公共団体その他防衛省令で定めるこれらに準ずる者とする。

第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金

第九十七条の三 法第七十三条の三第一項に規定する政令で定める額は、三万四千円とする。

第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金

第九十七条の三第一項第二号に規定する政令で定める期間

第九十七条の四 法第七十三条の三第一項第二号に規定する政令で定める期間は、九十日間とする。

第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金

第九十七条の五 法第七十三条の三第一項の給付金の支給を受けようとする者は、給付金支給申請書を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金

第九十五条 予備自衛官は、招集に応ずる場合に招集命令書を携行しなければならない。ただし、招集に応ずべき予備自衛官以外の者が招集命令書を交付され、当該予備自衛官が当該招集命令書を受領していっては指定の日時に指定の場所に出頭することができないと認められる場合には、招集命令書を携行することを要しない。

第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金

第九十六条 招集命令書による招集命令を受けた予備自衛官は、心身の故障、交通の途絶又は遮

断、交通機関の事故その他やむを得ない事由により指定の日時に指定の場所に出頭することができない場合には、これらの事由がなくなつた後できる限り速やかに指定の場所に出頭して招集に応じなければならない。この場合においては、当該予備自衛官は、医師その他指定の日時に出頭できなかつた事由を証明することができない者の証明書を携行することに努めるものとする。

第一項の給付金の支給に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

第三款 届出等

(長期休養及び心身障害の届出)

月以上の休養を要することとなり、又は心身障害の状態となつたときは、防衛大臣に届け出なければならない。この場合においては、病名、心身障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(所在を明らかにしておく者等)

心身障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(所在不明の届出)

心身障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(死亡又は所在不明の届出)

心身障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(招集命令書の取消し等)

第一百一条の三 第八十九条第一項中「法第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令を受けた即応予備自衛官について準用する。この場合において、第八十九条第一項中「法第七十五条第一項各号」と読み替えるものとする。

(訓練招集命令の取消し等)

第一百一条の四 法第七十五条の四第一項各号に規定する防衛招集命令書、国民保護等招集命令書、治安招集命令書及び災害等招集命令書（同条第六項の規定により発せられるものを除く。）並びに法第七十五条の五第一項に規定する訓練招集命令又は訓練招集命令である旨を明確に表示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

第一款 招集命令

招集命令又は訓練招集命令である旨を明確に表示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

第二款 上級

所並びに指定されている自衛官の階級及び陸上自衛隊の部隊

第三款 招集期間

（訓練招集命令書に限る。）

法第七十五条の四第六項の規定により発せられる防衛招集命令書、国民保護等招集命令書、治安招集命令書及び災害等招集命令書には、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令又は災害等招集命令である旨を明確に表示するとともに、当該招集命令を受けるべき自衛官の氏名及び階級を記載するものとする。

第四款 招集事由

（欠格事由に該当したことの届出）

第一百一条 予備自衛官が法第三十八条第一項各号に掲げる欠格事由の一に該当するに至つたときは、当該予備自衛官又は招集連絡人は、その旨を防衛大臣に届け出なければならない。

第五款 招集命令の交付

（招集命令書の交付）

法第七十五条の四第六項の規定により発せられる防衛招集命令書、国民保護等招集命令書、治安招集命令書及び災害等招集命令書には、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令又は災害等招集命令である旨を明確に表示するとともに、当該招集命令を受けるべき自衛官の氏名及び階級を記載するものとする。

第六款 招集命令の取消し等

（招集命令の取消し等）

法第七十五条の五第一項に規定する訓練招集命令書は、訓練招集に応ずべき即応予備自衛官について法第七十五条の三の規定により現に指定されている陸上自衛隊の部隊の長が隊員をして交付させ、又は郵便物等として送付することにより交付する。

第七節 即応予備自衛官

第一款 招集

(防衛招集命令、國民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令の取消し等)

第二款 申出

（委任規定）

この款に定めるもののほか、給付金支給申請書の様式その他法第七十三条の三の第四第一項各号の規定による招集命令を受け

（出頭の遅延の場合の処置）

第九十六条 招集命令書による招集命令を受けた予備自衛官は、心身の故障、交通の途絶又は遮

4 治安招集命令書及び災害等招集命令書は、防衛官である者の使用者に対する給付金について規定する。この場合において、第九十七条の二、第九十七条の三、第九十七条の五第一項及び第五十二条の六 第九十四条から第九十七条までの規定は、即応予備自衛官の招集について準用する。この場合において、第九十四条中「招集命令書を交付」とあるのは「招集命令書(百二条第一項各号)」とあるのは「招集命令書(百二条の四第一項各号)による場合を含む。」とあるのは「法第七十五条の四第一項に規定する招集命令書をいう。以下同じ。」を交付」と、第九十七条中「法第七十五条の八において準用する法第六十八条の規定による場合を含む。」とあるのは「法第七十五条の四第一項各号(同条第六項の規定による場合を含む。)」とあるのは「法第六十八条第二項」と、「法第六十八条第二項」とあるのは「法第七十五条の八において準用する法第六十八条の規定による場合を含む。」とあるのは「即応予備自衛官」と読み替えるものとする。

5 招集命令書(法第七十五条の五第一項に規定する訓練招集命令書を除く。)は当該招集命令書による招集命令を受けた即応予備自衛官が出頭すべき日の五日前までに、同項に規定する訓練招集命令書は訓練招集命令を受けた即応予備自衛官が出頭すべき日の十日前までに交付するものとする。ただし、招集に応すべき即応予備自衛官(訓練招集に応すべき即応予備自衛官を除く。)に異議がないときは、この限りでない。

第六十九条及び第九十三条の規定は、第一項及び第二項の規定による招集命令書の交付について準用する。この場合において、第九十二条中「前条第一項」とあるのは「第一百一条の五第五項又は第二項」と、同条第一項中「第九十九条第二項」とあるのは「第一百二条の人において準用する第九十九条第二項」と、第九十三条中「法第七十条第一項各号」とあるのは「法第七十五条の四第一項各号」と、「法第七十五条の五第一項第一項」とあるのは「法第七十五条の五第一項第一項」とあるのは「法第七十五条の四第一項各号」と、「法第七十五条の五第一項第一項」とあるのは「国民保護等招集命令若しくは災害等招集命令又は」と読み替えるものとする。

合には、最寄りの駐屯地司令、地方総監、基地隊の長、基地司令又は法第二十二条第二項の規定により臨時に編成される特別の部隊の長で防衛大臣の指定するもの（以下本条中「駐屯地司令等」と総称する。）を経由して、これをするものとする。

2 前項の出動の要請は、文書をもつてするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

3 前項の出動の要請においては、事後においてすみやかに、文書を提出するものとする。

4 第一項の出動の要請においては、次の事項を明らかにするものとする。

一 出動を要請する事由

二 都道府県知事の出動の要請に対する当該都道府県の都道府県公安委員会の意見

三 その他参考となるべき事項

5 法第八十一条第三項の規定により都道府県知事が内閣総理大臣に対して部隊等の撤収を要請しようとする場合には、もよりの駐屯地司令等又は出動している部隊等の指揮官を経由して、これをするものとする。第二項の規定は、この場合について準用する。

（緊急対処要領の作成等）

第一百四条の二 防衛大臣は、法第八十二条の三第三項に規定する緊急対処要領を作成するについては、次に掲げる事項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

一 防衛大臣が法第八十二条の三第三項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項

二 法第八十二条の三第三項の規定による措置の対象とする弾道ミサイル等の範囲及びその破壊方法

三 法第八十二条の三第三項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の指揮に関する事項

四 法第八十二条の三第三項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の行動の範囲

五 関係行政機関との協力に関する事項

六 法第八十二条の三第三項の規定による命令が発せられている場合において同条第一項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときによるべき措置に関する事項

属する月の翌月分から休学期間又は停学期間が満了した日の属する月分までは学資金の貸与を行わないものとする。

（貸与の廃止）

第一百二十条の九 防衛大臣は、自衛隊奨学生が次号に該当するに至つた日の属する月分から学資金の貸与を廃止するものとする。

一心身の故障のため修学の見込みがないとき。

二 学業成績が著しく不良となつたとき。

三 法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 退学し、その者について学資金貸与の対象となつている学術を専攻しないこととなり、又は自衛隊奨学生であることを辞退したとき。

五 その他隊員となる適格性を欠くと認められるとき。

（学資金の返還）

第一百二十条の十 自衛隊奨学生であつた者は、大學等の正規の課程を終了した後引き続き隊員とならなかつた場合は、次条第三項の規定により学資金の全部の返還を免除される場合を除き、自衛隊奨学生でなくなつた日の属する月の翌月の初日から算起して二年内に自衛隊奨学生であつた期間中に貸与された学資金の一部の返還を免除される場合には、学資金の全額から当該返還を免除される額を控除した金額）を返還しなければならない。

2 自衛隊奨学生であつた者で大学等の正規の課程を終了した後引き続いて隊員でなくなつた日の属する月の初日から起算して二年内に自衛隊奨学生であつた期間中に貸与された学資金の全額（同項第一号の規定により、学資金の一部の返還を免除される場合には、学資金の全額から当該返還を免除される額を控除した金額）を返還しなければならない。

3 3 前二項の規定による学資金の返還は、月賦又は半年賦による。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

4 自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間に以内に学資金の全額に相当する額を返還することを定める心身障害の程度区分に応じて、まだ返還の手続、学資金貸与願書等の様式その他学

返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならぬ。

5 防衛大臣は、自衛隊奨学生であつた者が前項の期間内に学資金返還明細書を提出しないときは、学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を指示することができる。

6 防衛大臣は、自衛隊奨学生であつた者が正当な理由がなく第四項の学資金返還明細書に記載された学資金を返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五ペーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。（返還免除）

第一百二十条の十一 防衛大臣は、自衛隊奨学生であつた者の大学等の正規の課程を終了した後引き続いて隊員であつた期間（以下この条において「在職期間」という）が四年を超える場合において次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。

一 在職期間が貸与期間（第一百二十条の八第二項の規定により貸与を行わなかつた期間を除く。次号において同じ。）の一・五倍以上である場合、学資金の全額に相当する額

二 在職期間が貸与期間の一・五倍に達しない場合、在職期間を貸与期間の一・五倍に相当する数で除して得た数値をその学資金の全額に乗じて得た額

2 防衛大臣は、自衛隊奨学生であつた者で大学等の正規の課程を終了した後引き続いて隊員であつたものが法第九十八条第四項第二号に該当する場合には、学資金の全額につき返還を免除することができる。

3 防衛大臣は、自衛隊奨学生又は自衛隊奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当する理

由により学資金の返還ができなくなつた場合には、まだ返還していない金額があるときは、当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。

4 一 死亡した場合、まだ返還していない金額の全額に相当する額

還していない金額の全額又は四分の三に相当する額

第一項に規定する在職期間は、隊員となつた日の属する月から隊員でなくなつた日の属する月までの月数により計算するものとし、隊員が停職又は休職にされた期間があるときは、当該期間の属する月の数を控除するものとする。

（学業成績表の提出等）

第一百二十条の十二 自衛隊奨学生は、毎年、防衛大臣の定めるところにより、学業成績表を防衛大臣に提出し、及び健康診断を受けなければならない。（自衛隊奨学生に関する届出等）

第一百二十条の十三 自衛隊奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を防衛大臣に届け出なければならない。ただし、当該自衛隊奨学生が心身の故障その他やむを得ない理由により届け出ることができないと認められ、父母等である保証人が当該自衛隊奨学生に代わって届け出なければならない。

一 自衛隊奨学生が修学に堪えないと認められない程度の心身の故障が生じたとき。

二 自衛隊奨学生が休学し、休学期間が満了し、停学にされ、休学期間が満了する数で除して得た数値をその学資金の全額に乗じて得た額

3 2 防衛大臣は、自衛隊奨学生であつた者で大学等の正規の課程を終了した後引き続いて隊員であつたものが法第九十八条第四項第二号に該当する場合には、学資金の全額につき返還を免除することができる。

4 3 防衛大臣は、自衛隊奨学生又は自衛隊奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当する理

由により学資金の返還ができる場合は、当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。

5 4 一 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

6 5 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

7 6 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

8 7 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

9 8 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

10 9 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

11 10 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

12 11 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

13 12 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

14 13 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

15 14 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

16 15 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（償還金の金額）

第一百一十条の十五 法第九十九条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 法第六十四条の二に規定する防衛医科大学校卒業生（以下「卒業生」という。）の当該教育訓練の修了の時以後初めて離職した日（以下「離職の日」という。）が当該教育訓練の修了の日（以下「卒業日」という。）の属する月に属する場合、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額

イ 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

ロ 防衛省設置法第十六条第一項第二号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

ハ 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

二 卒業生の離職の日が卒業日の属する月の翌月以後の月に属する場合、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額

イ 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

ロ 防衛省設置法第十六条第一項第二号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

ハ 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

二 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

三 防衛省設置法第十六条第一項第二号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

四 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

五 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

六 防衛省設置法第十六条第一項第二号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

七 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

八 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

九 防衛省設置法第十六条第一項第二号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

十 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

十一 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

十二 防衛省設置法第十六条第一項第二号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

十三 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教官訓練を修了した者、別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

の翌月から離職の日の属する月までの月数によるものとし、当該期間中に次の各号のいずれかに該当する期間があるときは、それぞれ当該各号に定める月数を控除するものとする。

一 休職（公務による災害のために心身に故障を生じ休職にされた場合又は第五十六条第二号に規定する場合を除く。以下この号において同じ。）又は停職の期間　当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月から当該休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数

二 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定により育児休業をした期間　当該育児休業の期間の開始の日の属する月から当該育児休業の期間の終了の日の属する月までの月数

三 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間　当該自己啓発等休業の期間の開始の日の属する月から当該自己啓発等休業の期間の終了の日の属する月までの月数

四 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間　当該配偶者同行休業の期間の開始の日の属する月から当該配偶者同行休業の期間の終了の日の属する月までの月数

五 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修として行う研修を命ぜられた期間　当該研修の期間の開始の日の属する月から当該研修の期間の終了の日の属する月までの月数

六 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十二条において準用する同法第二条第二項に規定する留学を命ぜられた期間　当該留学の期間の開始の日の属する月から当該留学の期間の終了の日の属する月までの月数

7

（派遣された隊員に関する前項の規定の適用について）

一 派遣された隊員に関する前項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

第一百二十条の十六 法第九十九条の規定による償還をしなければならない者（以下「償還義務者」という。）は、次条の規定により償還すべき金額の全部の償還を免除される場合を除き、離職の日（離職の日が卒業日の属する年の九月一日前であるときは、卒業日の属する年の九月一日。次項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して一月以内に前条第一項に定める金額（次条の規定により償還すべき金額の一部の償還を免除される場合は、償還すべき金額から当該免除される額を控除した金額）を償還しなければならない。

2 防衛大臣は、償還義務者に病気その他前項に規定する期限内に償還できない事情があると認めるときは、同項の規定にかかるわらず、離職の日の属する月の翌月の初日から起算して二年の範囲内の半年賦の均等償還とすることができる。この場合において、償還義務者は保証人二人を立て、償還すべき日、金額その他必要な事項を記載した償還金償還計画書を離職の日から二週間以内に防衛大臣に提出しなければならない（以下「償還しなければならない期日」という。）までに償還しなかつたときは、当該償還しなければならない期日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならぬ。

（償還免除）

第一百二十条の十七 防衛大臣は、償還義務者が心身障害により前条の規定による償還ができないときは、防衛大臣の定める心身障害の程度区分に応じて、当該心身障害の状態となつた日以後に償還しなければならない期日の到来する償還すべき金額の全額又は四分の三に相当する額の償還を免除することができる。

（委任規定）

第一百二十一条 法第百条第一項に規定する事業の範囲

2 定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

2 土木工事等の受託の取消し等

（二）土木工事等の費用の負担区分）

3 第百二十四条 第百二十二条の規定による土木工事等の実施に必要な費用のうち、次の各号に掲げるものの以外のものは、当該土木工事等の委託及び実施を申し出た者（以下「申出者」という。）が負担するものとする。

一 隊員の給与（旅費を除く。）

二 隊員の糧食費

三 自衛隊の車両、航空機、船舶、機械及び器具の修理費

（土木工事等の受託の取消し等）

第一百二十五条 法第百条第一項の規定による防衛出動命令、法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令、法第七十七条第一項の規定による治安出動命令、法第七十九条第一項の規定による治安出動待機命令、法第八十一条第二項の規定による防衛出動待機命令、法第七十七条の四、第八十三条第二項若しくは第八十三条の三の規定により国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置の実施、災害の救援若しくは緊急事態対策の実施の支援のため派遣を命ぜられた場合には、土木工事等を受託した者は、その土木工事等の受託を取り消し、又は実施中の土木工事等を一時中止することができる。

2 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各府の長若しくはその委任を受けた者は地方公共団体若しくは前条第一項各号に掲げるものの長その他これに準ずる地位にある者は、防衛大臣又は前項の規定により防衛大臣が指定する者に法第百条第一項の規定による土木工事等の施行の委託及びその実施を申し出ることができる。

（土木工事等の委託の申出）

第一百二十三条 前条第二項の規定により防衛大臣又はその委任を受けた者に土木工事等の施行の委託、及びその実施を申し出ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 土木工事等の目的

二 土木工事等の計画（当該土木工事等に使用することができる予算額に関する事項を含む。）

三 土木工事等の期間

四 申出の理由

五 その他必要な事項

2 土木工事等の費用の負担区分）

3 第百二十六条 第五百条に定めるもののほか、土木工事等の受託に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（技術者の範囲）

第一百二十六条の二 法第百条の二第一項の政令で定める技術者は、次の各号に掲げる者とする。

一 航空機の操縦及び整備に従事する者

二 落下さんの試験降下に従事する者

三 潜水艦の試験航走に従事する者

四 救急に従事する者

五 破の操作に従事する者

（教育訓練の受託及びその実施の委任）

第一百二十六条の三 防衛大臣は、法第百条の二の規定による教育訓練の受託及びその実施をその指定する者に委託することができる。ただし、外国人の教育訓練の受託については、この限りではない。

（教育訓練の委託の手続）

第一百二十六条の四 法第百条の二の規定による教育訓練の受託及びその実施を申し出ようとする者は、防衛大臣（前条の規定により教育訓練の受託につき委任がなされているときは、当該受任者）に教育訓練の目的、内容その他必要な事項を記載した書類を提出しなければならない。

2 前項の場合において、教育訓練を受けるべき者が外国人であるときは、同項の書類の提出は

第一百二十六条の五 法第百条の二第二項の授業料の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ該各号に定める額とする。

一 防衛研究所において教育訓練を受ける者
年額五十五万二千円

二 防衛医科学校において教育訓練を受ける者
月額四万六千円

三 防衛医科学校において教育訓練を受ける者、統合幕僚学校、自衛隊の学校及び陸上自衛隊教育訓練研究本部において教育訓練を受ける外国人並びに第百二十六条の二各号に掲げる技術者として教育訓練を受ける者
大臣が財務大臣と協議して定める額

委託者が國の機関である場合においては、授業料を徴収しないものとする。
大臣が特に必要があると認めるとときは、授業料を徴収しないことができる。
(食事)

第一百二十六条の六 教育訓練のため必要があると認めるときは、教育訓練を受ける者に対し、防衛省職員給与法第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

2 防衛省設置法第十五条第三項の教育訓練を受ける外国人並びに陸上自衛隊幹部候補生学校、海上自衛隊幹部候補生学校及び航空自衛隊幹部候補生学校において教育訓練を受ける外国人に対する賃金は、その委託者が國の機関である場合において、防衛大臣が特に必要があると認めるとときは、前項の規定にかかわらず、同項の食事を無料で支給することができる。
(居住)

第一百二十六条の七 教育訓練のため必要があると認めるときは、教育訓練を受ける者を當舎に居住させることができる。

2 前項の場合においては、一月につき三百円の割合で宿舎費を徴収するものとする。

3 前条第一項の外国人については、その委託者が國の機関である場合において、防衛大臣が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかる割合で、同項の宿舎費を徴収しないことがで
きる。

(規範)
（防衛大学校において教育訓練を受ける外国人の服装等）

第一百二十六条の八 教育訓練を受ける者は、教育訓練に必要な限度において、隊員と同一の規律に服するものとする。

第一百二十六条の九 防衛省設置法第十五条第三項の教育訓練を受ける外国人は、同条第一項の教育訓練を受けている者の制服と同一の制式の被服を着用するものとする。

2 前項の被服は、適正な対価で当該外国人に支給することができる。

3 委託者が外国政府である場合において、防衛大臣が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の被服を、防衛大臣の定めるところにより、無料で当該外国人に支給し、又は貸与することができる。

4 第一項の外国人は、防衛大学校長の定めるところにより、識別章を着用するものとする。

(給付金を支給する場合)

第一百二十六条の九の二 法第百条の二第三項の規定による給付金の支給は、教育訓練の委託者である外国政府から、外交機関を通じて、当該教育訓練を受ける外国人において給付金の支給を受けることが必要である理由その他必要な事項を記載した書類の提出がされた場合に限り、行うものとする。

(給付金の月額)

第一百二十六条の九の三 法第百条の二第三項の給付金の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 防衛省設置法第十五条第二項の教育訓練を受ける外国人並びに防衛医科大学校、防衛衛生研究所、統合幕僚学校、陸上自衛隊富士士学校、海上自衛隊幹部学校、航空自衛隊幹部学校及び陸上自衛隊教育訓練研究本部において教育訓練を受ける外国人 月額十四个方面四千円

二 陸上自衛隊幹部候補生学校、海上自衛隊幹部候補生学校及び航空自衛隊幹部候補生学校において教育訓練を受ける外国人 月額十一万二千三百円

三 防衛省設置法第十五条第三項の教育訓練を受ける外国人 月額八万三千円

(教育訓練の受託の取消)

第一百二十六条の十 教育訓練を受託した者は、次の各号の一に該当する場合においては、その受託を取り消すことができる。

二 教育訓練を受ける者が重大な規律違反をし、又はしばしば規律に違反した場合

三 授業料その他国に払い込むべき納入金の納入を怠った場合

四 その他教育訓練を実施することが不適当であると認められる場合

(委任規定)

第一百一十六条の十一 第百一十六条の二から前条までに定めるもののほか、教育訓練の受託に関する必要な事項は、防衛大臣が定める。

(運動競技会の範囲)

第一百一十六条の十二 法第百条の三に規定する政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 オリンピック競技大会
- 二 パラリンピック競技大会
- 三 アジア競技大会
- 四 国民スポーツ大会
- 五 ワールドカップサッカーワールドカップ大会

(運動競技会の運営についての協力の範囲)

第一百一十六条の十三 法第百条の三の規定により運動競技会の運営について協力を行なうことができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 式典に関すること。
- 二 通信に関すること。
- 三 輸送に関すること。
- 四 奏楽に関すること。
- 五 医療及び救急に関すること。
- 六 会場内外の整理に関すること。

前各号に掲げるもののほか、運動競技会の運営の事務に関すること。

(運動競技会の運営についての協力に要する費用の負担区分)

第一百一十六条の十四 第百二十四条の規定は、法第百条の三の規定により運動競技会について協力を行なう場合の費用の負担区分について準用する。

(南極地域観測に対する協力の範囲)

第一百一十六条の十五 法第百条の四の規定により南極地域における科学的調査について協力を行なう範囲は、次の各号に掲げるところとする。

一 船舶及び航空機により、本邦と国が南極地域に設ける基地との間において、同地域において

二 （国賓等の範囲）	二 南極地域における科学的調査を行なうために必要な雪上車を設計し、及び試験すること。 行なうために必要な器材、食糧その他の物資を輸送すること。
第一百二十六条の十六	法第百条の五第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 天皇及び皇族	一 天皇及び皇族
二 国賓に準ずる賓客	二 国賓に準ずる賓客
三 衆議院議長及び参議院議長	三 衆議院議長及び参議院議長
四 最高裁判所長官	四 最高裁判所長官
五 内閣総理大臣又は前二号に掲げる者に準ずる者	五 内閣総理大臣又は前二号に掲げる者に準ずる者
六 国務大臣（内閣総理大臣又はこれに準ずる者を除く。）	六 国務大臣（内閣総理大臣又はこれに準ずる者を除く。）
七 書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。	七 書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。
八 旅団長	八 旅団長
九 自衛艦隊司令官	九 自衛艦隊司令官
十 航空総監	十 航空総監
十一 航空支援集団司令官	十一 航空支援集団司令官
十二 航空方面隊司令官	十二 航空方面隊司令官
十三 補給統制本部長	十三 補給統制本部長
十四 補給本部長	十四 補給本部長
十五 (物資の収用等の要請の手続)	十五 (物資の収用等の要請の手続)
第一百一十八条	法第百三条第一項から第四項までの規定による処分の要請は、処分を要請する事由その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。
一 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。	一 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(管理する施設の範囲)

第一百二十九条 法第二百三条第一項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 自動車整備工場

二 造船所（ドック又は引揚船台に限る。）

三 港湾施設（係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設に限る。）

四 航空機又は航空機用機器を整備するための施設（飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。）

五 自動車、船舶又は航空機に給油するための施設

（医療等に従事する者の範囲）

第一百三十条 法第二百三条第五項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 医師、歯科医師又は薬剤師

二 看護師、准看護師、臨床検査技師又は診療放射線技師

三 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設業者

四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の規定による鉄道事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社を除く。）

五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自動車運送事業者

六 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の規定による船舶運航事業者

七 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の規定による港湾運送事業者

八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定による本邦航空運送事業者

（公用令書を交付すべき相手方）

百三十一条 法第二百三条第七項の規定による公用令書の交付は、次の各号に掲げる处分の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

一 施設の管理 管理する施設の所有者及び占有者

二 土地、家屋又は物資の使用 使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者

三 取扱物資の保管命令 物資を保管すべき者

四 物資の収用 収用する物資の所有者及び占有者

五 業務従事命令 業務に従事すべき者

六 立木等の移転又は処分 移転し、又は処分する立木等の所有者

七 家屋の形状の変更 家屋の所有者

（公用令書を事後に交付することができる場合）

（公用令書で定める場合は、次に掲げる場合とする。）

一次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

イ 施設の管理又は家屋若しくは物資の使用

（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が知れないとき。

ロ 土地の使用又は立木等の移転 公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合

ハ 立木等の処分又は家屋の形状の変更 公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合において、立木等又は家屋の現状を著しく損傷しないとき。

二 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難であると認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知したとき。

（公用令書の事後交付の手続）

百三十一条 都道府県知事又は防衛大臣若しくは第百二十七条に規定する者（次項）第百三十五条及び第百三十六条において「都道府県知事等」という。）は、前条第一号に該当して法第二百三条第七項ただし書の規定により处分を行つた場合において、公用令書を交付すべき相手方の所在を知つたときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

二 都道府県知事等は、前条第一号に該当して法第二百三条第七項ただし書の規定により处分を行つた場合は、公用令書を受ける者（次項）第百三十五条から第四項までの規定による場合において、公用令書を受取る場合は、前項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び実費の収用等による損失の補償の申請手続（物資の収用等による損失の補償の申請手続）

百三十七条 法第二百三条第十項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、同項に規定する処分が同条第一項本文又は第二項から第四項までの規定による場合における損失については当該処分を行つた都道府県知事に、当該処分が同条第一項たゞし書の規定による場合にあつては防衛大臣に提出しなければならない。

（災害救助法施行令の準用）

百四十条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第七条から第十六条まで（第八条第二項第三号を除く。）の規定は、法第二百三条第十一項の規定による損害の補償について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（実費弁償の申請手續）

百三十九条 法第二百三条第十一項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を同項に規定する業務従事命令を発した都

道府県知事に提出しなければならない。

四 医師等が、業務に従事するため一時その住居を離れて旅行するときは、旅費を支給するものとする。

三 前号の旅費の支給額は、一般職の国家公務員に支給される旅費の例に準じて防衛大臣が定める額とする。

五 第百三十一条第三号から第八号までに掲げる費用を支給するものとする。

二 公用令書の番号

三 处分を行う都道府県知事等

二 前条の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 公用令書の交付の年月日

三 公用取消令書の交付を受ける者の氏名（法人においては、名称）及び住所

四 取り消した処分に係る公用令書の番号及び交付の年月日

五 取り消した処分の内容

六 処分を取り消した都道府県知事等

三 前二項に定めるもののほか、公用令書及び二人においては、名称）及び住所

四 取り消した処分に係る公用令書の番号及び交付の年月日

二 公用取消令書の交付の年月日

三 前条の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 公用令書の番号

三 处分を行う都道府県知事等

二 前条の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 公用令書の番号

三 处分を行う都道府県知事等

二 前条の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 公用令書の番号

三 处分を行う都道府県知事等

（公用取消令書の交付）

第一百三十五条 都道府県知事等は、法第二百三条第七項の規定により公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく、当該公用令書を交付した者は、公用取消令書を交付しなければならない。

（公用令書等の様式）

（公用取消令書には、次に掲げる事項のほか、次に定める項目を記載しなければならない。）

一 公用令書の番号

二 公用令書の交付の年月日

三 处分を行う都道府県知事等

四 前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 公用令書の番号

三 处分を行う都道府県知事等

規定期	第七条	第八条第一項第一号	第八条第一項第二号
療養扶助金	療養扶助金、休業扶助金、遭族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	療養扶助金、休業扶助金、遭族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	療養扶助金
療養補償	疗养補償及	疗养補償及	疗养補償

二項 第十五 条第	一項 第十五 条第	第十四 条	三項 第十三 条第	四項 第二項及 び第	第五項 第十三 条第	第六項 第一項及 び第	第七項 第十二 条	第八項 第一項及 び第	第九項 第十一 条第	第十項 第十一 条第	十一項 第一項及 び第	十二項 第十 条第二 項	十三項 第十 条第一 項	十四項 第九 条第一 項	十五項 第八 条第二 項					
打切扶助金	打切扶助金	療養扶助金	葬祭扶助金	者	從事者又は協力	遺族扶助金	都道府県知事等	者	從事者又は協力	遺族扶助金	者	從事者又は協力	障害扶助金	内閣府令	障害扶助金	休業扶助金	療養扶助金	從事者又は協力	都道府県知事等	り業務に從事した者
打切補償	打切補償	療養補償	葬祭補償	從事者	遺族補償	事	都道府県知	從事者	遺族補償	遺族補償	從事者	從事者	障害補償	防衛省令	障害補償	休業補償	療養補償	從事者	都道府県知	事

(損害補償の申請手続)

第四百四十一一条 法第三百三十三条第十二項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を同項に規定する業務従事命令を発した都道府県知事に提出しなければならない。

(さじと見合ひ三) なくこれを当該申請をした者に通知しなければならない。

第四百四十二条 第百二十七条から前条までに定めるもののほか、法第百三十三条の規定の実施に関する必要な事項は、防衛省令で定める。
(展開予定地域内の土地の使用等の要請を行うことができる者の範囲)

第四百四十三条 法第三十三条の二第一項に規定する政令で定める者は、法第七十七条の二の規定により防御施設を構築する措置を命ぜられていて、そのうち、第百二十七条第一号から第十号までに掲げるものとする。

第一百四十四条 第百二十八条、百三十一条から
百三十一条まで、百三十五条から百三十九条まで及び
百四十二条の規定は、法第百三十九条まで及び百四十二条の規定により土地を使
用し、又は立木等を移転し、若しくは処分する場合について準用する。この場合において、次
の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読
み替えるものとする。

項 目	第三百三十 三条第一	第二条	第三百三十 三条第七	第一条	第三百三十 三条第七	第一条
条に規定する者	都道府県知事又 は防衛大臣若し くは第三百二十七	項ただし書	法第三百三条第七	項	法第三百三条第七	読み替えられる字句
都道府県知事	都道府県知事	第三項において 準用する法第三 三条第七項たゞ し書	法第三百三条の二 第三項における 準用する法第三 三条第七項たゞ し書	第三項において 準用する法第三 三条第七項	法第三百三条の二 第三項において 準用する法第三 三条第七項	読み替える字句

第七条		第三条及び第四条		規定	(火薬類取締法の適用の特例)		処分が同条第一項本文又は第二項から第四項までの規定による場合にあつては当該処分を行つた都道府県知事に、当該処分が同条第一項ただし書の規定による場合にあつては防衛大臣	
第七条	第三条及び第四条	許可	句読み替えられる字	句読み替えられる字	句読み替える	都道府県知事又は防衛大臣	都道府県知事	道府県知事
及び第四号に適合していると認める	第三条の許可の申請については左の各号に適合し、第五条の許可の申請については第三号	都道府県知事の許可	経済産業大臣又は第三条の承認	左の各号に適合していると認めるとときでなければ、承認	船舶以外の船舶については、適用がないものとする。	は防衛大臣	都道府県知事	道府県知事
してある。	する。	する。	する。	する。	する。	は防衛大臣	都道府県知事	道府県知事

号第一六八条百び条第十 二項第十の二三第及八八	二条十第 二項第四八	書だ条十第 した九七	二条十第 の六七	
るで通國土定め令交	るで通國土定め令交	はたをの通國土交 は、場合許可受け	りるよ りで定め るとこ	らしが使當きながるこ と機長が報告す ればなけ。なにい。 ただし、機長の報告に代え て、防衛大臣がその旨の通 報を行うことを妨げない。
協議して定める 防衛大臣が国土交通大臣と 防衛大臣が定める	防衛大臣が定める	離陸し、又は着陸しようと する場所が地上若しくは水 上の人若しくは物件又は他 の航空機に危険を及ぼすお それがないと防衛大臣が認 めたときは、	当該国土交通省令で定める 事態が自衛隊の使用する航 空機について発生した事態 (自衛隊の使用する航空機と 自衛隊以外の者が使用する 航空機との間に発生したも のを除く。)である場合を除 き、国土交通省令で定める ところにより	

第一百五十条 法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合においては、防衛大臣が告示した区域及びその上空の空域において行動する自衛隊航空機については、航空法第六十一条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条(第一項第三号に係る部分に限る)、第一百三十二条の九十及び第一百三十二条の九十一の規定は、自衛隊の行う同法第百三十四条の三第一項に規定する行為(当該上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く)については同項の規定は、それぞれ適用しない。

(防衛出動時における航空法の適用除外)	十一 事前(自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機又は無人航空機との間に発生したもののを除く。)である場合を除き、国土交通省令で定めるところにより
	りよにとるるところにより

第百	第三項 二十九条	第十百 三十条	故當該事
国土交 通省令 で定め る二 事項 のうち の自衛隊 の使用する無	の者 が使用す る無人航空機と 自衛隊以外 の者 が使用す る無人航空機又は 無人航空機との間に発生し たもの を除く。) である場合 を除き、當該事故 当該国土交通省令で定める 事態が自衛隊の使用する無 人航空機について発生した 事項のうち の自衛隊 の使用する無	の者 が使用す る無人航空機について発生 した事故(自衛隊の使用す る無人航空機と自衛隊以外 の者 が使用す る無人航空機又は 無人航空機との間に発生し たもの を除く。) である場合 を除き、當該事故 当該国土交通省令で定める 事態が自衛隊の使用する無 人航空機について発生した 事項のうち の自衛隊 の使用する無	當該事故が自衛隊の使用す る無人航空機について発生 した事故(自衛隊の使用す る無人航空機と自衛隊以外 の者 が使用す る無人航空機又は 無人航空機との間に発生し たもの を除く。) である場合 を除き、當該事故 当該国土交通省令で定める 事態が自衛隊の使用する無 人航空機について発生した 事項のうち の自衛隊 の使用する無

合においては、防衛大臣が告示した区域及びその上空の空域において行動する自衛隊航空機については、航空法第七十九条から第八十一条までの規定は、適用しない。

2 防衛大臣は、法第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により治安出動を命ぜられた場合には、その旨及び前項の規定により告示しようとする区域を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。法第七十八条第三項若しくは第八十一条第四項の規定により部隊等が撤収を命ぜられた場合又は前項の規定による告示した区域を変更しようとする場合においても、また同様とする。

(弾道ミサイル等に対する破壊措置時における航空法の適用除外)

第一百五十二条 法第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置を命ぜられた場合においては、当該措置として自衛隊の行う航空法第一百三十四条の三第一項に規定する行為(防衛大臣があらかじめ告示した区域及びその上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く)については、同項の規定は適用しない。

2 防衛大臣は、法第八十二条の三第一項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置を命じた場合又は同条第三項に規定する緊急の場合に該当することとなつた場合には、その旨を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。同条第二項の規定により命令を解除した場合も、同様とする。

(損失補償申請書)

第一百五十三条 法第一百五条第四項の規定により防衛大臣に提出すべき損失補償申請書は、正副各一通とする。
(異議の申出)

第一百五十四条 前二条に規定するもののほか、法第五十五条第二項の規定による損失の補償の申請及び同条第七項の規定による異議の申出の手続の細目並びに損失補償申請書及び異議の申出書の様式は、防衛省令で定める。
(船舶安全法の適用)

第一百五十五条 法第一百九条第二項ただし書に規定する政令で定める船舶は、自衛艦以外の船舶とする。

規定	第九十 四条 第五条	第九十 陆上自衛隊、海上自衛隊及び航空自 衛隊の使用する自動車	(道路運送車両法の適用除外)
第九十 五条	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自 衛隊の使用する乗車定員十一人以上 の乗用の自動車及び貨物自動車	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自 衛隊の使用する自動車	次への表の上欄に掲げる道路運送法の規定につい て、それぞれ当該下欄に掲げる自動車とする。
第九十 六条	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自 衛隊の使用する乗車定員十一人以上 の乗用の自動車及び貨物自動車	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自 衛隊の使用する自動車	第百五十六条 法第百三十三条に規定する自衛隊の 使用する自動車のうち、政令で走めるものは、
第九十 七条	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自 衛隊の使用する乗車定員十一人以上 の乗用の自動車及び貨物自動車	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自 衛隊の使用する自動車	第百五十七条 法第百四十四条第一項に規定する自 衛隊で使用する自動車のうち、政令で定めるも のは、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊 の使用する自動車で、次に掲げるものとする。
第九十 八条	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自 衛隊の使用する乗車定員十一人以上 の乗用の自動車及び貨物自動車	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自 衛隊の使用する自動車	第百五十八条 法第一百五十五条の二第三項に規定す る政令で定める防火対象物は、次に掲げるもの とする。
第九十 九条	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自 衛隊の使用する乗車定員十一人以上 の乗用の自動車及び貨物自動車	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自 衛隊の使用する自動車	第一 阵地その他の防御のための施設
第一百五十 一条	陸上自衛隊の需品、火器、弾薬、車両、船舶、航空機、化学器材、施設器材、通信器材又は 衛生器材を保管し、又は整備するための施設	陸上自衛隊の需品、火器、弾薬、車両、船舶、航空機、化学器材、施設器材、通信器材又は 衛生器材を保管し、又は整備するための施設	第一 嘗舍その他の隊員を収容するための施設
第一百五十 二条	自衛隊の部隊又は補給處で政令で定めるもの は、次に掲げるものとする。	自衛隊の部隊又は補給處で政令で定めるもの は、次に掲げるものとする。	二 (麻薬及び精神薬取締法等の適用を除外され る部隊又は補給處)
第一百五十 三条	自衛隊の部隊又は補給處で政令で定めるもの は、次に掲げるものとする。	自衛隊の部隊又は補給處で政令で定めるもの は、次に掲げるものとする。	三 海上自衛隊の自衛艦隊、地方隊、護衛隊 群、練習艦隊及び掃海隊群
第一百五十 四条	自衛隊の部隊又は補給處で政令で定めるもの は、次に掲げるものとする。	自衛隊の部隊又は補給處で政令で定めるもの は、次に掲げるものとする。	四 陸上自衛隊の部隊
第一百五十 五条	陸上自衛隊北海道補給処、陸上自衛隊東北 補給処、陸上自衛隊関東補給処、陸上自衛隊 関西補給処及び陸上自衛隊九州補給処	陸上自衛隊北海道補給処、陸上自衛隊東北 補給処、陸上自衛隊関東補給処、陸上自衛隊 関西補給処及び陸上自衛隊九州補給処	二 陸上自衛隊北海道補給処、陸上自衛隊東北 補給処、陸上自衛隊関東補給処、陸上自衛隊 関西補給処及び陸上自衛隊九州補給処
第一百五十 六条	法第七十六条第一項の規定による防 衛出動命令又は法第七十七条の規定による防 衛出動命令の有効期間等の特例)	法第七十六条第一項の規定による防 衛出動命令又は法第七十七条の規定による防 衛出動命令の有効期間等の特例)	一 治療、救護又は衛生器材の補給の業務を行 う陸上自衛隊の部隊

等」という。)を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証(次項において「免許証」という。)のうち、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第一百一条第一項の規定による更新期間の初日が、当該隊員が法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日から起算して二月を経過する日までの期間とする。

前項の規定の適用を受ける免許証の有効期間の更新を受けようとする者に対する道路交通法第一百一条第一項の規定の適用については、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその誕生日の一ヶ月前」とあるのは、「その者が自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する防衛出動命令若しくは同法第七十六条第一項に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない」この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

(河川法施行令の特例)

第一百六十二条 法第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の八第一項(同令第五十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により許可を要するものをしてようとするときは、同令第十六条の八第一項の規定にかかるわらず、当該部隊等があらかじめ河川管理者にその旨を通知することをもつて足りる。

前項の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができ

(事務の区分)

第一百六十二条 第百四十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務(前条第二項の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第一項に規定する指定区内の一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川に関する都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第十五条(第一百四十四条において準用する場合を含む。)、第一百三十七条第二項(第一百四十四条において準用する場合を含む。)、第一百三十九条第一項に規定する災害救助法施行令第八条第二項第二号及び第一百四十二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

1 この政令は、法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。ただし、第三十五条の規定に係る部分は昭和二十九年八月二十日から、第三十四条の規定に係る部分は昭和二十九年八月一日から、第三十三条の規定に係る部分は昭和二十九年八月二十日から、第三十五条の規定に係る部分は昭和二十九年九月一日から、第四十五条の規定は昭和二十九年十二月一日から施行する。

2 保安庁法施行令(昭和二十七年政令第三百四号)は、廃止する。

3 昭和二十七年八月一日において旧警備隊の警備官があつた自衛官又は昭和二十七年十月十五日において旧保安隊の保安官があつた自衛官に対する第六十条の規定の適用については、その対する第六十条の規定の適用については、その貨物鉄道株式会社に係る法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社」とあるのは、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社」とある。

4 この政令(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日前において、従前の規定によりその意に反して降任され、又は別表第八に定める年齢といずれか多いものをもつてその者の停年とする。

5 旧保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)第七十七条第一項各号に掲げる犯罪のう

ち、従前の規定により、保安官である警務官又は警務官補が司法警察職員としての職務を行うこととされていたものについては陸上自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行ふものとする。ただし、長官が定める場合には、旧保安法第七十七条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官又は海上自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができる。

6 警務官等が法第九十六条第一項第一号に規定する隊員以外の隊員について、法附則第十項の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合において、逮捕、押収、捜索その他強制的处分であると否とを問わず、捜査上必要な取調べをしようとするときは、あらかじめ長官の承認を受けなければならない。

7 この政令の施行の際、旧保安庁法施行令第八十五条の規定により読み替えられた火薬類取締法に基いて受けている通商産業大臣の承認その他の処分は、この政令の相当規定に基づいて受けた通商産業大臣の承認その他の処分とみなす。

8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

9 第百三十条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社」とあるのは、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社」である。

10 法附則第九項に規定する政令で定める隊員は、第四十四条に規定する病院及び防衛大学校は、第四十四条に規定する病院及び防衛大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている

診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である隊員とする。

11 法附則第十項に規定する政令で定める隊員は、次に掲げる者(防衛大臣の定める者を除く。)とする。

12 法附則第十一項に規定する政令で定める隊員は、当該各号に定める年齢とする。

13 前項各号(第三号を除く。)に掲げる隊員に対する法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

14 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 六十二年

15 令和十一年四月一日から令和十三年三月三十日まで 六十三年

16 令和九年四月一日から令和十一年三月三十日まで 六十四年

17 令和十一年四月一日から令和十三年三月三十日まで 六十五年

18 附則第十二項第三号に掲げる隊員に対する法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定めた年齢は、前項各号に掲げる期間のいずれにおいても六十五年とする。

19 法附則第十四項に規定する国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)第八条の規定による改正前の法(次項から附則第十八項までにおいて「旧自衛隊法」といいう。)第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員は、

20 法附則第十項に規定する隊員とする。

21 法附則第十四項に規定する措置の対象となる隊員から除かれる同項に規定する旧自衛隊法第

四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員は、附則第十一項第三号に掲げる者とする。

法附則第十四項に規定する旧自衛隊法第四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員は、附則第十一項各号に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

法附則第十四項の規定により年齢六十年が旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に定める年齢とされる法附則第十四項に規定する同号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員は、附則第十二項各号（第三号を除く。）に掲げる者とする。

法附則第十四項に規定する情報の提供及び意思の確認を行うことができない隊員として政令で定める隊員は、次に掲げる隊員とする。

一 年齢六十一年（附則第十七項に規定する隊員にあつては年齢六十三年、前項に規定する隊員にあつては年齢六十二年。附則第二十一項及び第二十二項第一号において「年齢六十一年等」という。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）に該年度にあつては年齢六十年）に達する日の属する年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）に該年度にあつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行なうべき年度の末日を経過したこととなつた隊員

法附則第十四項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、当該各号に定める期間とし、当該期間内に、できる限り速やかに情報の提供及び勤務の意思の確認を行うものとする。

一 前項第一号に掲げる隊員 当該隊員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間

二 前項第一号に掲げる隊員 当該隊員の異動等の日から同日の属する年度の末日までの期間

法附則第十四項の規定により隊員に提供する情報は、次に掲げる情報（第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該隊員が年齢六十年等に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

一 法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定による管理監督職勤務上限年齢による

三 定年前再任用短時間勤務員（法第四十一項まで及び第十六項の規定による年齢六十年等に達した日後における最初の四月一日以後の当該隊員の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報）

四 国家公務員退職手当法附則第十二項から第十五項までの規定による当該隊員が年齢六十年等に達した日から法第四十四条の大第二項に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該隊員が当該退職をした日に同条第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、法附則第十四項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

任命権者は、法附則第十四項の規定により隊員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めるものとし、次に掲げる事項を確認するものとする。

一 引き続き常時勤務を要する官職を占める隊員として勤務する意思

二 年齢六十年等に達する日以後の退職の意思

三 定年前再任用短時間勤務員として勤務する意向

四 その他任命権者が必要と認める事項

五 法附則第十四項の任命権者には、隊員が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該他の官職に係る任命権者は含まれないものとする。

九月一日から施行する。

附 則（昭和二十九年八月九日政令第二三五号）

この政令中、北千歳駐どん地及び東千歳駐どん地に係る部分は昭和二十九年八月二十五日から、真駒内駐どん地に係る部分は昭和二十九年九月一日から施行する。

この政令は、昭和二十九年十月十五日から施行する。

附 則（昭和二九年一月六日政令第二八号）
この政令は、昭和二十九年十一月八日から施行する。

附 則（昭和二九年一月三〇日政令第二九九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年一月三一二日政令第三〇〇号）
この政令中、第四十四条の改正規定並びに豊平駐とん地及び春日駐とん地にかかる部分は昭和三十年一月二十五日から、その他の部分は昭和二十九年十二月五日から施行する。

附 則（昭和二九年一二月二八日政令第三〇一号）
この政令は、昭和三十年一月十日から施行する。

附 則（昭和三〇年一月二一日政令第六号）
この政令は、昭和三十年一月三十一日から施行する。

附 則（昭和三〇年一月三一日政令第一三号）
この政令中、輸送航空隊にかかる部分は昭和三十年三月一日から、その他の部分は昭和三十年二月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年四月三〇日政令第六八号）
この政令は、昭和三十年五月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月一一日政令第一二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月三〇日政令第一四二号）
この政令中、陸上自衛隊航空学校並びに浜松駐とん地及び明野駐とん地に係る部分は昭和三十年八月一日から、上富良野駐とん地及び俱知安駐とん地に係る部分は同年九月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年九月一日政令第一八号）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条、第三十三条及び第三十五条の

航空団に係る部分を除く。)、第四章の標題を改める改正規定(これに係る目次の改正規定を含む。)、第五十一条の次に三条を加える改正規定は同年十一月一日から、第六条第二項及び別表第七の次に別表第八を加える改正規定は昭和三十年九月二十日から、第四十四条を第四十四条の二とし、同条の前に「一条を加える改正規定は同年十一月一日から、第六条第一項及び第二項並びに第七条の改正規定、第十二条の次に三条を加える改正規定、第十三条及び第二十八条から第三十条までの改正規定(第二十八条の改正規定にあつては、航空団に係る部分に限る。)、第三十三条の次に一条を加える改正規定(これに係る目次の改正規定を含む。)並びに別表第五及び別表第六の改正規定は同年十二月一日から、第十四条、第一百七十七条及び別表第二の改正規定は昭和三十一年一月二十六日から施行する。

附 則 (昭和三十一年九月一九日政令第一四八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一〇月一四日政令第二八二号)

この政令は、昭和三十年十月二十一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月一四日政令第二九二号)

この政令中国分駐どん地及び鹿屋駐どん地に係る部分は昭和三十年十一月二十一日から、陸上自衛隊高射学校及び下志津駐どん地に係る部分は同年十二月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月一四日政令第一号)

この政令中横浜駐どん地に係る部分は昭和三十一年一月十五日から、海上自衛隊術科学校に係る部分は同年同月十六日から、湯布院駐どん地に係る部分は同年同月二十六日から、海上自衛隊横須賀地区病院に係る部分は同年三月一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年三月二七日政令第三六号)

この政令は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、昭和三十一年三月二十八日から施行する。

この政令は、昭和四十八年十一月二十七日から施行する。	附 則（昭和四八年一月二月二五日政令第一〇号）
この政令は、昭和四十九年一月二十一日から施行する。	附 則（昭和四九年四月一一日政令第一一〇号）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十二条の二の改正規定は、昭和四十九年五月十六日から施行する。	附 則（昭和四九年九月一八日政令第三二六号）
この政令による改正後の第一百二十条の五の規定は、昭和四十九年四月分以後の学資金について適用する。	附 則（昭和四九年九月一二月六日政令第三八一号）
この政令は、昭和四十九年九月三十日から施行する。	附 則（昭和四九年一二月二二日政令第一六号）
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和五〇年一二月二二日政令第一六号）
この政令は、昭和五十年三月一日から施行する。	附 則（昭和五〇年四月二日政令第八八号）
この政令による改正後の第一百二十条の五の規定は、昭和五十年四月分以後の学資金について適用する。	附 則（昭和五〇年九月二六日政令第二七六号）
この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。	附 則（昭和五一年一二月二三日政令第三三二四号）
この政令による改正後の第三十四条の規定にかかるは、昭和五十年十月一日から施行する。	附 則（昭和五一年一二月二三日政令第三三二四号）
この政令の施行の際現に海上自衛隊第一術科学校又は海上自衛隊第三術科学校において経理、調達、保管、補給又は給養に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けている者に対しては、改正後の第三十四条の規定にかかるは、昭和五十年十月一日から施行する。	附 則（昭和五一年一二月二三日政令第三三二四号）
この政令は、昭和五十年十月十日から施行する。	附 則（昭和五〇年一〇月一日政令第二九四号）

この政令は、昭和五十年十一月二十七日から施行する。	附 則（昭和五一年四月一一日政令第六二号）
この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。	附 則（昭和五〇年一二月二七日政令第三三八一号）
この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。	附 則（昭和五一年四月五日政令第九四号）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、同年八月一日から施行する。	附 則（昭和五一年七月三〇日政令第二〇四号）
この政令は、昭和五十二年三月三十日から施行する。	附 則（昭和五一年一二月二二日政令第一五号）
この政令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。	附 則（昭和五一年一二月二二日政令第一五号）
この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。	附 則（昭和五四年四月四日政令第八一〇号）
この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。	附 則（昭和五四年九月四日政令第二三六号）
この政令は、昭和五十五年三月十七日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、同年二月二十五日から施行する。	附 則（昭和五五年三月一一日政令第一六号）
この政令は、昭和五十三年一月三十日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、同年三月二十五日から施行する。	附 則（昭和五三年一月一三日政令第二〇六号）
この政令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。	附 則（昭和五三年三月三〇日政令第五五号）
この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。	附 則（昭和五〇年一〇月一日政令第二九四号）

この政令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。	附 則（昭和五一年一二月二三日政令第三三二四号）
この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。	附 則（昭和五四年四月四日政令第八一〇号）
この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。	附 則（昭和五四年九月四日政令第二三六号）
この政令は、昭和五十五年三月十七日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、同年二月二十五日から施行する。	附 則（昭和五五年三月一一日政令第一六号）
この政令は、昭和五十三年一月三十日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、同年三月二十五日から施行する。	附 則（昭和五三年一月一三日政令第二〇六号）
この政令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。	附 則（昭和五三年三月三〇日政令第五五号）
この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。	附 則（昭和五〇年一〇月一日政令第二九四号）

この政令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。	附 則（昭和五一年一二月二三日政令第三三二四号）
この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。	附 則（昭和五四年四月四日政令第八一〇号）
この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。	附 則（昭和五四年九月四日政令第二三六号）
この政令は、昭和五十五年三月十七日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、同年二月二十五日から施行する。	附 則（昭和五五年三月一一日政令第一六号）
この政令は、昭和五十三年一月三十日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、同年三月二十五日から施行する。	附 則（昭和五三年一月一三日政令第二〇六号）
この政令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。	附 則（昭和五三年三月三〇日政令第五五号）
この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。	附 則（昭和五〇年一〇月一日政令第二九四号）

	(施行期日) 第一条 この政令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律(同法附則第一項ただし書に規定する部分を除く。)の施行の日(平成二年八月二十五日)から施行する。
附 則 (平成二年九月二八日政令第二八六号)	この政令は、平成二年十月一日から施行する。
附 則 (平成三年四月一二日政令第一三号)	この政令は、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の施行の日(平成二年十月一日)から施行する。
附 則 (平成三年八月一日政令第二五九号)	この政令は、公布の日から施行し、改正後の第百二十条の五の規定は、平成三年四月分以後の学資金について適用する。
附 則 (平成四年二月七日政令第二二一号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成四年四月一〇日政令第一二号)	この政令は、平成四年一月十五日から施行する。
附 則 (平成四年七月三一日政令第二六〇号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成四年十月一日政令第二六六号)	この政令は、平成四年十月一日から施行する。
附 則 (平成四年九月二八日政令第三〇九号)	この政令は、平成四年十月一日から施行する。
附 則 (平成五年三月二二日政令第一〇二号)	この政令は、平成五年三月二十二日から施行する。
附 則 (平成五年三月一七日政令第三八〇号)	この政令は、平成五年三月一七日から施行する。
附 則 (平成五年四月一〇日政令第一一〇二号)	この政令は、平成五年四月一〇日から施行する。
附 則 (平成五年九月二八日政令第三〇九号)	この政令は、平成五年九月二八日から施行する。
附 則 (平成七年一〇月二五日政令第三三七号)	この政令は、平成七年一〇月二五日から施行する。
附 則 (平成七年九月二二日政令第三三七号)	この政令は、平成七年十月一日から施行する。
附 則 (平成七年一〇月二五日政令第三三六二号)	この政令は、平成七年十月一日から施行する。
附 則 (平成八年八月二九日政令第三九号)	この政令は、平成八年八月二九日から施行する。
附 則 (平成五年七月三〇日政令第二六六号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成六年九月二九日政令第二八〇号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成六年十月一日政令第二五一九号)	この政令は、平成六年十月一日から施行する。
附 則 (平成六年九月一〇月九日政令第二九八号)	この政令は、自衛隊法の一部を改正する法律(平成八年法律第八十六号)の施行の日(平成八年十月二十一日)から施行する。
附 則 (平成九年一月八日政令第二九八号)	この政令は、平成九年一月八日から施行する。
附 則 (平成九年二月二八日政令第二四四号)	この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年三月二八日政令第八四号)	この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年四月一〇日政令第一二二号)	この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年八月一日政令第二五五号)	この政令は、公布の日から施行し、改正後の第百二十条の五の規定は、平成九年四月分以後の学資金について適用する。
附 則 (平成九年八月二九日政令第二六六号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成九年一月二七日政令第三三七号)	この政令は、平成九年一月二七日から施行する。
第一条 (施行期日)	この政令は、平成十年三月二十六日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第一八号の規定によりて適用する。
附 則 (平成五年六月三〇日政令第二二八号)	この政令は、平成五年六月三〇日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の待遇等に関する法律の施行の日(平成八年一月一日)から施行する。
附 則 (平成五年八月二五日政令第二七六号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成六年八月三〇日政令第二五一号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成八年八月三〇日政令第二五一号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年七月三一〇日政令第二七〇号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年九月三〇日政令第二七〇号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年四月二四日政令第一六四号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年七月二九日政令第一六四号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年九月三〇日政令第二七〇号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年十月一日政令第二七〇号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一一年二月二日政令第二七七号)	この政令は、平成十二年二月二日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第一〇四号)	附 則 (平成一二年八月三〇日政令第四一四号) 抄	附 則 (平成一三年六月八日政令第一九六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	この政令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十二年九月一日）から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年三月三一日政令第一七四号) 抄	附 則 (平成一二年一月一五日政令第六号)	附 則 (平成一四年一〇月一七日政令第二一九号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	この政令は、平成十三年三月一日から施行する。	この政令は、平成十四年十一月一日から施行する。
附 則 (平成一二年四月五日政令第一九六号)	附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号)	附 則 (平成一四年六月八日政令第五四七四号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、原子力災害対策特別措置法の施行の日（平成十二年六月十六日）から施行する。	この政令は、平成十三年三月一日から施行する。	この政令は、平成十三年三月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月七日政令第三二六号)	附 則 (平成一二年一月二七日政令第四五号)	附 則 (平成一三年一月二一日政令第三四六号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	この政令は、平成十三年三月一日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年六月二三日政令第三四三号)	附 則 (平成一二年一月二七日政令第一一号)	附 則 (平成一三年一月七日政令第三四六号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。	この政令は、平成十三年一月六日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年六月二三日政令第三四五号)	附 則 (平成一二年一月二七日政令第一五三八号)	附 則 (平成一三年一月二八日政令第七七号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成十二年七月一日から施行する。	この政令は、平成十三年一月六日から施行する。	この政令は、平成十五年三月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月三〇日政令第三六四号) 抄	附 則 (平成一二年一月三一日政令第二一号)	附 則 (平成一四年一月二八日政令第三四三号) 抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成十二年七月一日から施行する。	この政令は、平成十三年一月六日から施行する。	この政令は、平成十四年三月二十七日から施行する。
附 則 (平成一二年七月一九日政令第三八八号) 抄	附 則 (平成一二年八月一八日政令第四八号)	附 則 (平成一四年三月一三日政令第四七号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令別表第十の改正規定は、公布の日から施行する。	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第百二十六条の五第一項及び別表第十の改正規定並びに次項の規定は、同年四月一日から施行する。	この政令は、平成十四年三月二十七日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第百二十六条第三号の改正規定は、同年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年七月一九日政令第三八八号) 抄	附 則 (平成一二年八月一八日政令第四八号)	附 則 (平成一四年三月一三日政令第四七号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。
第一条 附 則 (平成一二年八月一八日政令第四〇八号)	第一条 附 則 (平成一二年三月三〇日政令第一三〇号)	第一条 附 則 (平成一四年三月一九日政令第五三八号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年三月三〇日政令第一〇八号)	附 則 (平成一四年三月三〇日政令第一八四号)	附 則 (平成一四年四月一九日政令第一四四号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年三月三〇日政令第一〇八号)	附 則 (平成一四年三月三〇日政令第一八四号)	附 則 (平成一五年四月一九日政令第一四四号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年三月三〇日政令第一〇八号)	附 則 (平成一四年三月三〇日政令第一八四号)	附 則 (平成一五年四月一九日政令第一四四号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年三月三〇日政令第一〇八号)	附 則 (平成一四年三月三〇日政令第一八四号)	附 則 (平成一五年四月一九日政令第一四四号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一二年三月三〇日政令第一〇八号)	附 則 (平成一四年三月三〇日政令第一八四号)	附 則 (平成一五年四月一九日政令第一四四号)
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。	この政令は、公布的日から施行する。

条の九の三第一号から第三号までの規定は、平成十五年四月分以後の学資金及び給付金について適用する。

附 則 (平成一五年四月九日政令第二〇号) **抄** (平成一五年四月九日政令第二〇号) **（平成一五年四月九日政令第二〇号）抄**

この政令は、株式会社産業再生機構法の施行の日(平成十五年四月十日)から施行する。

附 則 (平成一五年六月一八日政令第二五号) **抄** (平成一五年六月一八日政令第二五号)

この政令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一三日政令第二九〇号) **抄** (平成一五年六月一三日政令第二九〇号)

この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年八月二九日政令第三八四号) **抄** (平成一五年八月二九日政令第三八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二五日政令第四三六号) **抄** (平成一五年九月二五日政令第四三六号)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月八日政令第四五〇号) **抄** (平成一五年一〇月八日政令第四五〇号)

この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年八月二九日政令第三八四号) **抄** (平成一五年八月二九日政令第三八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二五日政令第四三六号) **抄** (平成一五年九月二五日政令第四三六号)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月八日政令第四五〇号) **抄** (平成一五年一〇月八日政令第四五〇号)

この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月八日政令第四五〇号) **抄** (平成一五年一〇月八日政令第四五〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一月一〇日政令第一四九三号) **抄** (平成一五年一月一〇日政令第一四九三号)

この政令は、平成十六年一月五日から施行する。

附 則 (平成一五年一月一〇日政令第一四九三号) **抄** (平成一五年一月一〇日政令第一四九三号)

この政令は、平成十六年一月五日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二五日政令第一五五三号) **抄** (平成一五年一二月二五日政令第一五五三号)

この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十六年一月二十九日)から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二五日政令第一五五三号) **抄** (平成一五年一二月二五日政令第一五五三号)

この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十六年一月二十九日)から施行する。

附 則 (平成一六年五月二六日政令第一八一号) **抄** (平成一六年五月二六日政令第一八一号)

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則 (平成一六年七月一八日政令第二四六号) **抄** (平成一六年七月一八日政令第二四六号)

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年四月一〇日政令第三〇四号) **抄** (平成一六年四月一〇日政令第三〇四号)

この政令は、平成十六年十一月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、同年十月十二日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月二五日政令第一三六号) **抄** (平成一六年一一月二五日政令第一三六号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日政令第三八三号) **抄** (平成一六年一二月三日政令第三八三号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一〇日政令第三〇四号) **抄** (平成一六年四月一〇日政令第三〇四号)

この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律(次条において「平成十六年改正法」という)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一〇日政令第二三九三号) **抄** (平成一六年一二月一〇日政令第二三九三号)

この政令は、法の施行の日(平成十七年二月二十八日)から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二三日政令第二七号) **抄** (平成一七年一二月二三日政令第二七号)

この政令は、法の施行の日(平成十七年二月二十八日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月一四日政令第二二四号) **抄** (平成一七年六月一四日政令第二二四号)

この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月一四日政令第二二四号) **抄** (平成一七年六月一四日政令第二二四号)

この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月九日政令第三七二号) **抄** (平成一七年三月九日政令第三七二号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月一八日政令第二四六号) **抄** (平成一七年七月一八日政令第二四六号)

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則 (平成一七年七月一九日政令第二六六号) **抄** (平成一七年七月一九日政令第二六六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年八月一七日政令第二 八八号)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 別表第七古河駐屯地の項の改正規定 平成十七年九月十二日	別表第七古河駐屯地の項の改正規定
二 別表第四の改正規定及び別表第七湯布院駐屯地の項の改正規定 平成十七年十月一日	別表第四の改正規定及び別表第七湯布院駐屯地の項の改正規定
三 第三十三条の二の表の改正規定及び別表第七明野駐屯地の項の改正規定 平成十七年十一月一日	第三十三条の二の表の改正規定及び別表第七明野駐屯地の項の改正規定
四 別表第七国分駐屯地の項の改正規定 平成十七年十一月七日	別表第七国分駐屯地の項の改正規定
五 別表第七久居駐屯地の項の改正規定 平成十八年一月一日	別表第七久居駐屯地の項の改正規定
六 別表第八の改正規定 平成十八年一月十日	別表第八の改正規定
七 別表第七新町駐屯地の項の改正規定 平成十八年一月二十三日	別表第七新町駐屯地の項の改正規定
附 則 (平成一八年三月一七日政令第四 一号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成一八年三月一七日政令第四 一号) 抄 (施行期日)
1 この政令は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	この政令は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第二条中自衛隊法施行令第三十九条の表陸上自衛隊九州補給処の項並びに別表第七高知駐屯地の項及び自達原駐屯地の項の改正規定 平成十八年三月三十一日	第二条中自衛隊法施行令第三十九条の表陸上自衛隊九州補給処の項並びに別表第七高知駐屯地の項及び自達原駐屯地の項の改正規定 平成十八年三月三十一日
附 則 (平成一八年三月三一 日政令第一 四二号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成一八年三月三一 日政令第一 四二号) 抄 (施行期日)
1 この政令は、平成十八年四月三日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第二百二十六条の九の三及び別表第十の改正規定、第二条中防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令附則に二項を加える改正規定並びに同令別表第二航空方面隊司令部の項及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、同月一日から施行する。	この政令は、平成十八年四月三日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第二百二十六条の九の三及び別表第十の改正規定、第二条中防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令附則に二項を加える改正規定並びに同令別表第二航空方面隊司令部の項及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、同月一日から施行する。
附 則 (平成一八年七月二六日政令第二 四三号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成一八年七月二六日政令第二 四三号) 抄 (施行期日)
第一条 この政令は、防衛厅設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年七月三十一日)から施行する。	第一条 この政令は、防衛厅設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年七月三十一日)から施行する。

附 則 (平成一八年八月一八日政令第二 八〇号)	この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。
附 則 (平成一九年七月二〇日政令第二 一八号) 抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日(平成十九年八月一日)から施行する。
附 則 (平成一九年八月三〇日政令第二 八六号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
附 則 (平成一九年九月一五日政令第二 九六号) 抄 (施行期日)	この政令は、國と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年九月二十日)から施行する。
附 則 (平成一九年一月四日政令第三 一号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
附 則 (平成一九年三月二二日政令第五 一号) 抄 (施行期日)	この政令は、防衛府設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。
附 則 (平成一九年八月二〇日政令第二 六八号) 抄 (施行期日)	この政令は、廃止法の施行の日(平成十九年八月十日)から施行する。
附 則 (平成一九年八月二〇日政令第二 七〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日(平成十九年八月二十九日)から施行する。
附 則 (平成一九年八月二〇日政令第二 八七号) 抄 (施行期日)	この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附 則 (平成一九年九月一四日政令第二 一〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附 則 (平成一九年九月一四日政令第二 一〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附 則 (平成二〇年七月二五日政令第二 三七号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年八月二七日政令第二 六一号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二 九七号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月二〇日政令第二 一六号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一九年一月二二日政令第五 五号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十年三月二十六日から施行する。
附 則 (平成一九年八月三日政令第二 三八四号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十年五月二十一日から施行する。
附 則 (平成二〇年五月一九日政令第一 五号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年三月一九日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月二七日政令第二 一〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年六月二七日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月二七日政令第二 一〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年六月二七日から施行する。
附 則 (平成二〇年七月二五日政令第二 三七号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年七月二五日から施行する。
附 則 (平成二〇年八月二七日政令第二 六一号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年八月二七日から施行する。
附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二 九七号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年九月一九日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二 九二号)	この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。
附 則 (平成一九年一月二二日政令第五 三六三号) 抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一九年二月二二日政令第二 一八号) 抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日(平成十九年三月一九日)から施行する。
附 則 (平成一九年七月二〇日政令第二 八〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日(平成十九年七月二〇日)から施行する。
附 則 (平成一九年八月三日政令第二 三八四号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十年五月二十一日から施行する。
附 則 (平成二〇年五月一九日政令第一 五号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年三月一九日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月二七日政令第二 一〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年六月二七日から施行する。
附 則 (平成二〇年七月二五日政令第二 三七号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年七月二五日から施行する。
附 則 (平成二〇年八月二七日政令第二 六一号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年八月二七日から施行する。
附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二 九七号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年九月一九日から施行する。

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三一日政令第一〇二号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（地方財政法施行令第四条第二号及び附則第二条第一項の改正規定に限る）、第三条から第十二条までの規定及び第十二条の規定（総務省組織令第六十条第八号の改正規定を除く。）は、同年六月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月一二日政令第一五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

附 則 (平成二十一年七月一七日政令第一八六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対応に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十一年七月二四日政令第一八九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対応に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十一年八月一一日政令第二三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

附 則 (平成二十一年八月二八日政令第二三五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年八月二八日政令第二二六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する。

附 則 (平成二十一年一月二〇日政令第二一六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

附 則 (平成二十一年一月二〇日政令第二一六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する。

附 則 (平成二十一年三月二十六日) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第三条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の改正規定を除く。

く。）及び第四条から第十条までの規定は、同年四月一日から施行する。（経過措置）

附 則 (平成二十一年三月三一日政令第一〇二号) 抄

(施行期日) 陸上自衛隊高等工科学校は、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第三十三条の二のほか、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第二条に規定する教育訓練として、施設器材、通信器材、火器、航空機等の整備、操作その他の技術関係の職務を遂行するに必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う。

附 則 (平成二十一年一一月二八日政令第一三一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附 則 (平成二十一年二月三日政令第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

附 則 (平成二四年三月二二日政令第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十四年三月二十六日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二二日政令第五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

附 則 (平成二四年七月二五日政令第二八九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月二五日政令第一八九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成二三年四月二〇日政令第一〇四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十三年四月二十二日から施行する。

附 則 (平成二三年八月二九日政令第一二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成二三年八月一〇日政令第一五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成二三年八月一〇日政令第一五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布的日から施行する。

この政令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二六日政令第一四二三号) 抄

(施行期日) この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

附 則 (平成二五年二月二九日政令第一八八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二二日政令第五五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

附 則 (平成二五年三月二二日政令第五五三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年八月二六日政令第二四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成二五年九月四日政令第二五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月五日）から施行する。

附 則 (平成二五年九月一三日政令第二七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、株式会社海外需要開拓支援機構法の施行の日（平成二十五年九月十八日）から施行する。

附 則 (平成二五年九月二六日政令第二八五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則 (平成二四年八月一〇日政令第二一二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成二四年一月二八日政令第一五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成二四年一月二八日政令第一二八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行の日（平成二十四年十二月三日）から施行する。

この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二〇日政令第二三五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二六日政令第二三六六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月三一日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十六年三月二十六日から施行する。

附 則 (平成二六年一月三一日政令第一二二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、第二条中自衛隊法施行令別

表第七岩手駐屯地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年二月一九日政令第四号) **抄**

(施行期日) この政令は、法の施行の日 (平成二十六年二月二十一日) から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日政令第一号) **抄**

(施行期日) この政令は、法の施行の日 (平成二十六年五月三十日) から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日政令第一号) **抄**

(施行期日) この政令は、法の施行の日 (平成二十六年五月三十日) から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日 (平成二十六年五月三十日) から施行する。

第二条 (自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置)

この政令の施行の一部改正に伴う経過措置

附 則	(平成二六年七月二四日政令第二号) 抄
1	(施行期日) この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十六年七月二十五日) から施行する。ただし、第一項中防衛省組織令第五条第三号及び第十二条第三号の改正規定並びに第二条の規定 (自衛隊法施行令第五十一条の五の見出し及び第五十九条の四の改正規定を除く。) 並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二十六年八月一日から施行する。
2	附 則 (平成二六年八月六日政令第二七号) 抄
3	(施行期日) 1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十六年八月十八日) から施行する。

附 則	(平成二七年九月一八日政令第三号) 抄
1	この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日 (平成二十七年十月一日) から施行する。
2	附 則 (平成二七年九月一八日政令第三号) 抄
3	(施行期日) 1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十七年十月一日) から施行する。
4	この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十七年十月一日) から施行する。

附 則	(平成二七年九月一八日政令第三号) 抄
1	この政令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十六年十二月二十四日) から施行する。
2	附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三号) 抄
3	(施行期日) 1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律 (次条において「改正法」という。) の施行の日 (平成二十七年四月一日) から施行する。
4	この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則	(平成二七年三月一八日政令第七号) 抄
1	この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十八年四月一日) から施行する。
2	この政令は、この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3	附 則 (平成二八年一月二九日政令第二号) 抄
4	(施行期日) 1 この政令は、この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、平成二十八年三月二十八日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第二十八条の十七の改正規定は、同年一月三十一日から施行する。	附 則 (平成二八年一月二九日政令第二号) 抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十八年三月二五日政令第八号に掲げる規則の施行措置
（罰則に関する経過措置）	（罰則に関する経過措置）
第十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。	第一条 この政令は、平成二八年三月三一日政令第一号に掲げる規則の施行措置
（罰則に関する経過措置）	（罰則に関する経過措置）
附 則 (平成二八年五月一八日政令第二号)	附 則 (平成二九年一月一〇日政令第二号)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二九年一二月二二日政令第三〇号に掲げる規則の施行措置
（経過措置）	（経過措置）
附 則 (平成二八年八月三日政令第二十七号)	附 則 (平成二九年十一月三十日政令第三〇号)
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令による改正後の自衛隊法施行令（以下この条において「新令」という。）第八十七条の二十三（第四号、第六号、第九号及び第十四号に係る部分に限る）、第八十七条の二十六（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限る）、第八十七条の三十一（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限る）、第八十七条の三十四（第一号ハからホまで並びに第二号ハ及びニに係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる自衛隊法第六十五条の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出について適用し、施行日前にされたこれらの規定による届出については、な	第一条 この政令による改正後の自衛隊法施行令（以下この条において「新令」という。）第八十七条の二十三（第四号、第六号、第九号及び第十四号に係る部分に限る）、第八十七条の二十六（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限る）、第八十七条の三十一（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる自衛隊法第六十五条の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出について適用し、施行日前にされたこれらの規定による届出については、な
（罰則に関する経過措置）	（罰則に関する経過措置）
附 則 (平成二八年九月三〇日政令第三一号)	附 則 (平成二九年十一月三十日政令第三〇号)
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年三月二十七日）から施行する。	第一条 この政令は、平成三十年九月二十五日から施行する。
（罰則に関する経過措置）	（罰則に関する経過措置）
附 則 (平成二九年三月二三日政令第三号)	附 則 (平成三十一年三月二十六日政令第三〇号)
この政令は、平成二十九年三月二十七日から施行する。	この政令は、平成三十一年三月二十六日から施行する。

（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年三月二十七日）から施行する。	第一条 この政令は、平成三十年九月十八日から施行する。
（罰則に関する経過措置）	（罰則に関する経過措置）
附 則 (平成二九年六月二七日政令第一号)	附 則 (令和元年八月三〇日政令第八四号)
この政令は、平成三十年七月一日から施行する。	この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月十八日）から施行する。

び第五十九条の二十の規定は、令和三年国公法等改正法附則第八条第六項の規定による勤務について準用する。令和三年国公法等改正法附則第九条の経過措置に関する事項

第三条 令和三年国公法等改正法附則第九条第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 令和三年国公法等改正法の施行の日（以下この条及び次条において「令和三年国公法等改正法施行日」という。）以後に新たに設置された官職

二 令和三年国公法等改正法施行日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された官職

三号及び第七号に規定する政令で定める者は、二十五年以上勤続して令和三年国公法等改正法施行日前に退職した者うち、次に掲げるものとする。

一 当該退職日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧自衛隊法再任用（旧自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項第二号ロにおいて同じ。）又は暫定再任用をされたことのある者（前号に掲げる者を除く。）

二 当該退職日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことのある者（前号に掲げる者を除く。）

三 当該退職日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧国家公務員法再任用（令和三年国公法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第八十二条の四第一項又は第八十二条の二第二項の規定を適用した場合の当該官職に係る年齢とする。）

四 任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいいう。第六号において同じ。）は、暫定再任用（令和三年国公法等改正法附則第九条第一項又は第二項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）を行ってたまつては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一 暫定再任用を行う官職に係る職務内容

二 暫定再任用を行う日及び任期の末日

三 暫定再任用に係る勤務地

四 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

五 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

七 令和三年国公法等改正法附則第九条第一項及び第二項に規定する政令で定める情報は、それぞれ同条第一項各号及び第二項各号に掲げる者についての次に掲げる情報とする。

八 令和三年国公法等改正法附則第四条第一項第一号及び第二号に掲げる者

九 令和三年国公法等改正法附則第四条第一項第三号に掲げる者（二十五年以上勤続して令和三年国公法等改正法施行日前に退職した者に限る。）のうち、次に掲げるもの

イ 当該退職日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、國家公務員法暫定再任用をされたことのある者（イ及びロに掲げる者を除く。）

ハ 当該退職日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、国家公務員法暫定再任用をされたことのある者（イ及びロに掲げる者を除く。）

四 暫定再任用（令和三年国公法等改正法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員をいう。以下この項において同じ。）の令和三年国公法等改正法附則第九条第三項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用隊員の当該更新直前の任期における勤務実績が当該暫定再任用隊員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に限り行うことができる。

五 令和三年国公法等改正法附則第十条の経過措置に関する事項

四 条 令和三年国公法等改正法附則第十条第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 令和三年国公法等改正法施行日以後に新たに設置された短時間勤務の官職（短時間勤務の官職を含む。）

二 基準日以後に新たに設置された官職（基準日以後に新たに設置された官職を含む。）

二 基準日以後に法令の改廢による組織の変更
又はこれに準ずる事情により名称が変更された官職(短時間勤務の官職を含む)。

6 令和三年国公法等改正法附則第十二条第六項に規定する政令で定める者は、当該特別新設官職等が基準日の前日に設置されたものとした場合において、同日における当該特別新設官職等に係る新自衛隊法定年に達している者とする。

7 令和三年国公法等改正法附則第十二条第六項に規定する政令で定める隊員は、当該特別新設官職等が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該特別新設官職等に係る新自衛隊法定年に達している者とする。

(令和三年国公法等改正法附則第四条第一項等の規定により採用された者の防衛大臣への事後の再就職の届出に関する特例)

第六条 管理職隊員であつた者(自衛隊法第六十五条の十一第三項に規定する管理職隊員であつた者をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)が、令和三年国公法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定により一般職に属する職員(国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員をいう。次条第二項において同じ。)として採用された場合又は令和三年国公法等改正法附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定により隊員として採用された場合においては、当該管理職隊員であつた者に対する新令第八十七条の三十一号の規定の適用については、同号中「第四十一条の二第一項若しくは」とあるのは、「第四十一条の二第一項若しくは国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十二号)」とあるのは、「第六十条の二第一項若しくは令和三年国家公務員法等改正法」という。附則第九条第一項若しくは第十二条第一項若しくは第二項若しくは第二項若しくは法」と、「第六十条の二第一項」とあるのは、「第六十条の二第一項若しくは令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

(c)の政令による自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この政令の施行の日の前日までの間に、旧自衛隊法第四十一条第一項に規定する期間をもつて、なお従前の例による。

勤務していない者の採用に付された条件については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前に、管理職隊員であつた者が、旧自衛隊法第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定により隊員として採用された場合又は令和三年国公法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により一般職に属する職員として採用された場合における防衛大臣への事後の再就職の届出については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年三月一〇日政令第四八号)

(施行期日)

1 この政令は、令和五年三月十六日から施行する。

附 則 (令和五年六月三〇日政令第二二八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和五年七月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月二七日政令第二八八号)

この政令は、令和五年九月三十日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二七日政令第三七九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和五年八月三〇日政令第二六八号)抄

この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際にこの政令による改正前の第百二十条の八第二項の規定により学資金の貸与が行われていない貸費学生の当該貸与を行わない期間については、なお従前の例によること。

附 則 (令和六年五月一七日政令第一七八号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年四月二四日政令第一七四号)

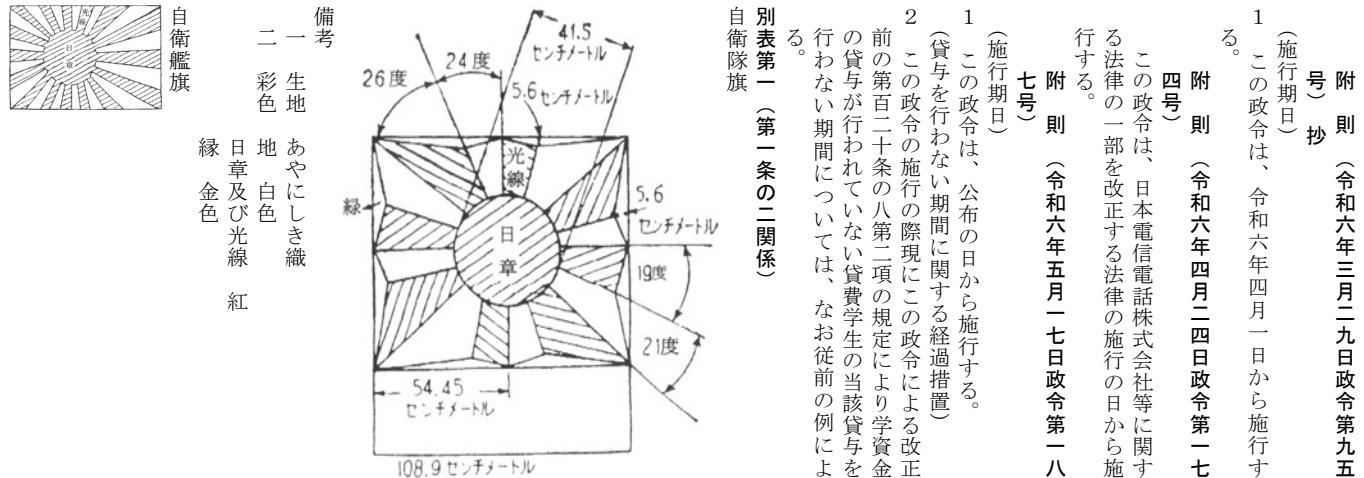
(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年四月二四日政令第一七四号) 抄

この政令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

別表第三(第二十二条関係)		別表第一(第一条の二関係)		別表第二(第十四条関係)		別表第三(第十四条関係)		備考	
名称	所在地	名称	責任者	名称	区域	名称	間隔	日章の中心から十一度四分の一に開いた広さ	備考
基地隊の 名称	隊方面	隊方面	隊方面	隊方面	隊方面	隊方面	隊方面	日章の中心から十一度四分の一に開いた広さ	一 生地
る地方隊の 名称	区方面	区方面	区方面	区方面	区方面	区方面	区方面	間隔	二 日章及び光線 紅
名称	総監	総監	総監	総監	総監	総監	総監	日章の中心から十一度四分の一に開いた広さ	三 横縦の二倍半
所在地	繩県	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、沖縄県	宮崎県、鹿児島県、鹿児島県、大分県、熊本県、沖縄県	高知県	高知県	奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、沖縄県	日章 直径 縦の二分の一	四 地 白色
名称	基地隊本部	別表第三(第二十二条関係)	別表第一(第一条の二関係)	別表第二(第十四条関係)	別表第三(第十四条関係)	別表第三(第二十二条関係)	別表第一(第一条の二関係)	別表第二(第十四条関係)	別表第三(第十四条関係)



隊方地吳	隊方地賀須横	隊方地湊大	隊部	隊沖繩基地	隊下關基地	隊阪神基地	隊函館基地
区備警吳	区備警賀須横	区備警湊大	称名	隊佐世保地方	隊佐世保地方	吳地方隊	大湊地方隊
隊方地吳	隊方地賀須横	隊方地湊大	隊部任責	区域	隊本部	隊本部	隊本部
隊方地吳	隊方地賀須横	隊方地湊大	隊部任責	区域	隊本部	隊本部	隊本部
東京都（沖の鳥島に限る。）、大阪府、兵庫県（豊岡市及び市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡に限る。）、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の区域並びに三重県と和歌山県の境界線が海	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（沖の鳥島を除く。）、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域並びに青森県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から九十度に引いた線と三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線との間にある東京都（沖の鳥島を除く。）及びこれらの県の沿岸域	北海道及び青森県の区域並びに青森県と秋田県の境界線が海岸線と交わる点から二百七十度に引いた線と青森県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から九十度に引いた線との間にある北海道及び青森県の沿岸海域	北	隊本部	隊本部	隊本部	函館市

名寄駐屯地	隊方地鶴舞	隊方地保世佐	
	区備警鶴舞	区備警保世佐	
別表第七（第五十条関係）	隊方地鶴舞	隊方地保世佐	
	山口県（山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡を除く。）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県の区域並びに島根県と山口県の境界線が海岸線と交わる点と福岡県と大分県の境界線と交わる点から三百五十五度に引いた線及び宇都市と山口市の境界線が海岸線と交わる点と福岡県と大分県の境界線が海岸線と交わる点とを結んだ線と宮崎県と鹿児島県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線との間にあるこれらの県の沿岸海域	山口県（山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡を除く。）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県の区域並びに島根県と山口県の境界線が海岸線と交わる点と福岡県と大分県の境界線と交わる点から三百五十五度に引いた線及び宇都市と山口市の境界線が海岸線と交わる点と福岡県と大分県の境界線が海岸線と交わる点とを結んだ線と宮崎県と鹿児島県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線との間にあるこれらの県の沿岸海域	岸線と交わる点から百七十度に引いた線及び宇都市と山口市の境界線が海岸線と交わる点と福岡県と大分県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線との間にある東京都（沖の鳥島に限る。）、大阪府及びこれらの県の沿岸海域
名寄市	別表第五及び別表第六（第五十条関係）削除	上自衛隊の行動に必要な限度において、それぞれ警備区域の区域であるものとする。	備考 警備区域のうち、陸地に属する部分は、海

宇都宮駐屯地	宇都宮市
相馬原駐屯地	群馬県北群馬郡棟東村
朝霞駐屯地	東京都練馬区
新町駐屯地	高崎市
大宮駐屯地	さいたま市
木更津駐屯地	木更津市
練馬駐屯地	東京都練馬区
松戸駐屯地	松戸市
習志野駐屯地	船橋市
下志津駐屯地	千葉市
十条駐屯地	東京都北区
市ヶ谷駐屯地	東京都新宿区
三宿駐屯地	東京都世田谷区
目黒駐屯地	東京都目黒区
用賀駐屯地	東京都世田谷区
小平駐屯地	小平市
東立川駐屯地	立川市
立川駐屯地	立川市
座間駐屯地	相模原市
横浜駐屯地	横浜市
久里浜駐屯地	横須賀市
武山駐屯地	横須賀市
新發田駐屯地	新發田市
高田駐屯地	上越市
富山駐屯地	砺波市
金沢駐屯地	金沢市
鯖江駐屯地	鯖江市
北富士駐屯地	山梨県南都留郡忍野村
富士駐屯地	静岡県駿東郡小山町
松本駐屯地	松本市
滝ヶ原駐屯地	御殿場市
守山駐屯地	御殿場市
駒門駐屯地	御殿場市
板妻駐屯地	御殿場市
春日井駐屯地	春日井市
今津駐屯地	名古屋市
久居駐屯地	豊川市
豊川駐屯地	豊川市
明野駐屯地	伊勢市
福知山駐屯地	福知山市
桂駐屯地	京都市
宇治駐屯地	宇治市
大久保駐屯地	宇治市

八尾駐屯地	信太山駐屯地	川西駐屯地	和泉市
青野原駐屯地	千僧駐屯地	伊丹駐屯地	伊丹市
和歌山駐屯地	姫路駐屯地	姫路市	伊丹市
米子駐屯地	米子駐屯地	米子市	小野市
出雲駐屯地	日本原駐屯地	岡山県勝田郡奈義町	出雲市
三軒屋駐屯地	岡山市	広島県安芸郡海田町	
海田市駐屯地	山口駐屯地	山口市	
山口駐屯地	徳島駐屯地	阿南市	
善通寺駐屯地	松山駐屯地	松山市	
福岡駐屯地	春日駐屯地	春日市	
小倉駐屯地	香南市	香南市	
高知駐屯地	高知駐屯地		
飯塚駐屯地	飯塚市		
久留米駐屯地	久留米市		
前原原駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町		
大村駐屯地	佐世保市		
竹松駐屯地	対馬市		
北熊本駐屯地	北熊本駐屯地		
健軍駐屯地	熊本駐屯地		
熊本駐屯地	熊本市		
別府駐屯地	別府市		
湯布院駐屯地	由布市		
玖珠駐屯地	大分県玖珠郡玖珠町		
えびの駐屯地	えびの市		
奄美駐屯地	奄美市		
那覇駐屯地	那覇市		
宮古島駐屯地	宮古島市		

別表第八（第五十二条の二関係）		与那国駐屯地		石垣市	
名称		所在地		沖縄県八重山郡与那国町	
補空補海補陸 將 將 將	陸將 空將 海將	陸將 空將 海將	階級	千歳基地 三沢基地 百里基地 松島基地 熊谷基地	千歳市 三沢市 小美玉市 熊谷市 東松島市
年六十	年六十	年六十	年齢	市ヶ谷基地 十条基地 目黒基地 横田基地 府中基地	市ヶ谷市 十条市 目黒区 横田市 府中市
空尉二海尉二陸尉二等 等 等 等	空尉一海尉一陸尉一等 等 等 等	空尉一海尉一陸尉一等 等 等 等	階級	入間基地 静浜基地 浜松基地 静浜基地 浜松基地	入間市 静浜市 浜松市 焼津市 浜松市
六年五十	六年五十	六年五十	年齢	横田基地 府中基地 目黒基地 市ヶ谷基地	横田市 府中市 目黒区 市ヶ谷市
空曹二海曹二陸曹二等 等 等 等	空曹一海曹一陸曹一等 等 等 等	空曹一海曹一陸曹一等 等 等 等	階級	東京都北区 東京都新宿区 東京都目黒区 東京都府中市	東京都北区 東京都新宿区 東京都目黒区 東京都府中市
四年五十	六年五十	六年五十	年齢	那覇基地 新田原基地 芦屋基地 築城基地 防府南基地 防府北基地 美保基地 奈良基地 小松基地 岐阜基地 小牧基地 浜松基地 静浜基地 浜松基地 入間基地 横田基地 府中基地 目黒基地 市ヶ谷基地	那覇市 新田原市 芦屋市 築城市 防府市 防府市 美保市 奈良市 小松市 岐阜市 小牧市 浜松市 静浜市 浜松市 入間市 横田市 府中市 目黒区 市ヶ谷市
				那覇市 宮崎県児湯郡新富町 福岡県遠賀郡芦屋町 福岡県築上郡築上町	那覇市 宮崎県児湯郡新富町 福岡県遠賀郡芦屋町 福岡県築上郡築上町

備考	空佐等	三陸佐等	三海佐等	三陸佐等	三空佐等	二海佐等	二陸佐等	二空佐等	一海佐等	一陸佐等	一空佐等
	六年	五年	六年	五年	六年	五年	六年	五年	七年	五年	七年
一 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の職にある陸将、海將又は空將である自衛官の定年は、年齢六十二年とする。	長曹	空曹	長海曹	陸曹	尉准尉	准尉	尉准尉	准尉	三海尉等	三陸尉等	三空尉等
二 医師、歯科医師又は薬剤師である自衛官、音楽の演奏に関する業務又は情報の総合的な分析若しくは画像情報及び地理情報若しくは通信情報の収集及び分析に関する業務に従事する者として指定された自衛官並びに警務官を命ぜられた自衛官のうち、一等陸佐以下、一等海佐以下又は一等空佐以下のものの定年は、年齢六十年とする。	六年	五年	六年	五年	六年	五年	六年	五年	六年	五年	五年
三 定年による退職の日に昇任した自衛官の定年は、その昇任前の階級について定められている年齢とする。	空曹等	三陸曹等	三海曹等	三空曹等	四空曹等	四年	四年	四年	四年	四年	四年

一、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年は、年齢六十二年とする。
二、医師、歯科医師又は薬剤師である自衛官、音楽の演奏に関する業務又は情報の総合的な分析若しくは画像情報及び地理情報若しくは通信情報の収集及び分析に関する業務に従事する者として指定された自衛官並びに警務官を命ぜられた自衛官のうち、一等陸佐以下、一等海佐以下又は一等空佐以下のものの定年は、年齢六十十年とする。
三、定年による退職の日に昇任した自衛官の定年は、その昇任前の階級について定められている年齢とする。

十五	警察共済組合
十六	公立学校共済組合
十七	日本消防検定協会
十八	中央労働災害防止協会
十九	高圧ガス保安協会
二十	成田国際空港株式会社
二十一	企業年金連合会
二十二	石炭鉱業年金基金
二十三	地方公務員災害補償基金
二十四	本州四国連絡高速道路株式会社
二十五	預金保険機構
二十六	軽自動車検査協会
二十七	小型船舶検査機構
二十八	三十二 中央職業能力開発協会
二十九	三十三 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園
三十	三十一 危険物保安技術協会
三十一	三十二 地方公務員共済組合連合会
三十二	三十三 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園
三十三	三十四 全国市町村職員共済組合連合会
三十四	三十五 地方公務員共済組合連合会
三十五	三十六 削除
三十六	三十七 日本地たばこ産業株式会社
三十七	三十八 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社
三十八	三十九 削除
三十九	四十 北海道旅客鉄道株式会社
四十	四十一 四国旅客鉄道株式会社
四十一	四十二 削除
四十二	四十三 日本貨物鉄道株式会社
四十三	四十四 国民年金基金連合会
四十四	四十五 及び 四十六 削除
四十五	四十七 日本私立学校振興・共済事業団
四十六	四十八 中部国際空港株式会社
四十七	四十九 及び 五十 削除
四十八	五十二 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社
四十九	五十一 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社
五十	五十三 株式会社日本政策金融公庫
五十四	五十四 株式会社日本政策投資銀行
五十五	五十五 原子力発電環境整備機構
五十六	削除

五十七	株式会社商工組合中央金庫	平成二十八年三月	四千三百六万円
五十八	削除	平成二十九年三月	四千二百六十八万円
五十九	地方競馬全国協会	平成三十一年三月	四千二百四十五万円
六十	農水産業協同組合貯金保険機構	平成三十一年三月	四千二百七十八万円
六十一	銀行等保有株式取得機構	令和二年三月	四千三百一万円
六十二	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	令和三年三月	四千三百五万円
六十三	日本郵政株式会社	令和四年三月	四千三百三十八万円
六十四	削除	令和五年三月	四千三百六十三万円
六十五	日本郵便株式会社	平成三十一年三月	四千三百一万円
六十六	日本司法支援センター	令和三年三月	四千三百五万円
六十七	地方公共団体金融機構	令和四年三月	四千三百三十八万円
六十八	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	令和五年三月	四千三百六十三万円
六十九	日本年金機構	平成三十一年三月	七百十八万円
七十	株式会社産業革新投資機構	令和二年三月	八百四十七万円
七十一	株式会社地域経済活性化支援機構	令和三年三月	八百八十万円
七十二	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	令和四年三月	九百十一万円
七十三	日本年金機構	平成三十一年三月	七百七十八万円
七十四	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十二年法律第七十六号)第二条に規定する機構	令和五年三月	九百三十六万円
七十五	沖縄科学技術大学院大学学園	令和二年三月	八百八十万円
七十六	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	平成三十一年三月	七百七十八万円
七十七	新関西国際空港株式会社	令和三年三月	八百四十七万円
七十八	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	令和四年三月	九百十萬円
七十九	株式会社民間資金等活用事業推進機構	令和五年三月	九百三十五万円
八十	株式会社海外需要開拓支援機構	平成三十一年三月	八百八十万円
八十一	地方公共団体情報システム機構	令和二年三月	八百八十万円
八十二	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	令和三年三月	九百三十万円
八十三	広域的運営推進機関	令和四年三月	九百三十万円
八十四	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	令和五年三月	九百三十万円
八十五	使用済燃料再処理・廃炉推進機構	平成三十一年三月	九百三十万円
八十六	外国人技能実習機構	令和二年三月	九百三十万円
八十七	株式会社日本貿易保険	令和三年三月	九百三十万円
八十八	福島国際研究教育機構	令和四年三月	九百三十万円
八十九	株式会社脱炭素化支援機構	令和五年三月	九百三十万円
九十	金融経済教育推進機構	平成三十一年三月	九百三十万円
九十一	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	令和二年三月	九百三十万円

別表第十一（第一百二十条の十五関係）

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成二十七年三月	四千三百八十七万円

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十一年三月	七百十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円
令和四年三月	九百十一万円
令和五年三月	九百三十六万円